

# 八幡平市公共施設等総合管理計画



令和5年3月改訂

八 幡 平 市



# 目 次

第1章 計画の背景と目的 .....	- 1 -
1. 計画の背景と目的 .....	- 1 -
2. 計画の対象範囲 .....	- 2 -
(1) 計画の位置づけ .....	- 2 -
(2) 計画の対象 .....	- 3 -
3. 計画期間 .....	- 5 -
第2章 八幡平市の概要 .....	- 6 -
1. 概要 .....	- 6 -
(1) 市の概要 .....	- 6 -
(2) 位置・地勢等 .....	- 6 -
2. 人口の推移と今後の見通し .....	- 7 -
(1) 人口の推移 .....	- 7 -
(2) 将来人口の推移 .....	- 11 -
3. 歳入歳出の推移と財源の見込み .....	- 12 -
(1) 歳入 .....	- 12 -
(2) 歳出 .....	- 13 -
(3) 財政力指数の推移 .....	- 14 -
第3章 公共施設等の現状 .....	- 17 -
1. 公共施設（建物）の整備状況 .....	- 17 -
(1) 施設用途（大分類）別の施設保有量 .....	- 17 -
(2) 施設用途（中分類）別の施設保有量 .....	- 18 -
(3) 市民一人当たりの公共施設の延床面積 .....	- 19 -
2. 建築年別公共施設（建物）の整備状況 .....	- 21 -
(1) 建築年別公共施設（建物）の整備状況 .....	- 21 -
(2) 老朽化の状況 .....	- 22 -
(3) 耐震化の状況 .....	- 24 -
3. インフラ資産の整備状況 .....	- 25 -
(1) 道路の整備状況 .....	- 25 -
(2) 橋梁の整備状況 .....	- 26 -
(3) 上水道施設（管路）の整備状況 .....	- 27 -
(4) 下水道等施設（管路）の整備状況 .....	- 28 -
(5) インフラ施設（建物）の整備状況 .....	- 29 -
4. 施設保有量の推移等について .....	- 30 -
(1) 過去に行った対策の実績 .....	- 30 -
(2) 施設保有量の推移 .....	- 31 -

第4章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な費用の見込み	- 32 -
1. 公共施設等の投資的経費の内訳	- 32 -
(1) 投資的経費の状況	- 32 -
2. 公共施設（建物）の維持管理・更新等に係る費用の算定及び見通し	- 35 -
(1) 概算事業費（従来型）の試算	- 35 -
(2) 公共施設（建物）の維持管理・更新等に係る費用の見通し	- 40 -
(3) 概算事業費（長寿命化型）の試算	- 40 -
(4) 公共施設（建物）の長寿命化を実施した場合の維持管理・更新等に係る費用の見通し	- 41 -
3. インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用の算定	- 42 -
(1) 道路の費用算定	- 42 -
(2) 橋梁の費用算定	- 42 -
(3) 上水道施設の費用算定	- 43 -
(4) 下水道等施設の費用算定	- 44 -
4. インフラ資産の更新等に係る費用の見通し	- 45 -
(1) 道路の更新等（従来型）に係る費用の見通し	- 45 -
(2) 橋梁の更新等（従来型）に係る費用の見通し	- 46 -
(3) 上水道施設の更新等（従来型）に係る費用の見通し	- 47 -
(4) 下水道等施設の更新等（従来型）に係る費用の見通し	- 48 -
(5) インフラ資産の維持管理・更新等（従来型）に係る費用の見通し	- 49 -
(6) インフラ資産の長寿命化を実施した場合の維持管理・更新等に係る費用の見通し	- 50 -
5. 対策による費用縮減効果	- 51 -
(1) 長寿命化を実施した場合の費用縮減効果	- 51 -
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	- 53 -
1. 関連計画の方向性	- 53 -
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	- 55 -
(1) 現状や課題に関する基本認識	- 55 -
(2) 基本的な方針	- 56 -
(3) 公共施設等の管理に関する取組方針	- 56 -
3. 施設類型ごとの管理に関する基本方針	- 60 -
(1) 行政系施設	- 60 -
(2) 市営住宅	- 60 -
(3) 子育て支援系施設	- 60 -
(4) 学校教育系施設	- 61 -
(5) 社会教育系施設	- 61 -
(6) スポーツ系施設	- 61 -
(7) 観光レクリエーション系施設	- 61 -
(8) 福祉系施設	- 62 -
(9) 市民文化系施設	- 62 -
(10) 産業系施設	- 62 -

(11) 医療施設.....	- 62 -
(12) 公園施設.....	- 63 -
(13) 供給処理施設.....	- 63 -
(14) その他施設.....	- 63 -
(15) 道路・橋梁.....	- 64 -
(16) 上水道施設.....	- 64 -
(17) 下水道等施設.....	- 64 -
<b>4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策の検討.....</b>	<b>- 65 -</b>
(1) 専門組織による公共施設等総合管理計画の推進.....	- 65 -
(2) 情報管理・共有の在り方.....	- 65 -
(3) 市民との情報共有と協働体制の構築.....	- 66 -
(4) 民間活力の活用体制の構築.....	- 66 -
(5) フォローアップの実施方針.....	- 67 -



## 第1章 計画の背景と目的

### 1. 計画の背景と目的

八幡平市は、豊かな自然環境と観光資源に恵まれ、これらの財産を活かし、子どもから高齢者まで安全・安心に暮らすことのできるように、『農と輝の大地』～ともに暮らし、しあわせ感じる八幡平市～を将来像として、まちづくりを進めています。

平成17年9月に西根町、松尾村、安代町が合併し、市制を施行して八幡平市となり17年が経過しました。これまでさまざまな行政需要や市民ニーズに対応するため、市立病院やコミュニティセンター、保育所をはじめ、道路や上下水道などのインフラを含む公共施設等の整備を進めながら、合併以前から保有する公共施設等の適切な維持・管理に努めているところです。

国では、平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を受けて、関係省庁連絡会議が「インフラ長寿命化計画」を平成25年11月に策定し、各省庁においても同様にインフラ長寿命化計画・行動計画を策定しています。

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要となっています。

本市においても例外ではなく、現在保有する公共施設等の維持経費には多額の費用が必要となると見込まれます。

こうした背景から、地方自治体では国からの要請により「公共施設等総合管理計画」を策定し、老朽化対策の歩調を合わせながら、インフラを安全に安心して利用し続けるため、また、時代とともに変化する社会の要請に的確に対応するために、中長期的な維持管理・更新コストの縮減・平準化を図る必要があります。

このことから、市では、まちづくりの将来像を見据えつつ、公共サービス・施設等の規模の適正化、戦略的・計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討を行い、公共施設等の総合かつ適切な維持・管理を行うことを目的に、公共施設等総合管理計画を平成28年12月に策定しました。

今回、本計画の個別施設計画に当たる「八幡平市公共施設再編計画」を令和4年3月に策定し、また、国が示す指針が改訂されたことに伴い、令和5年3月に改訂を行います。

なお、本計画を実施するための詳細な取り組みについては、各公共施設において策定した個別施設計画に基づき、具体的な行動につなげているところでもあります。

## 2. 計画の対象範囲

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」に基づく行動計画に当たるもので、今後の八幡平市における公共施設等の管理に関する基本計画として策定するものです。

本計画は、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和 4 年 4 月総務省）」を踏まえつつ、「第 2 次八幡平市総合計画 後期基本計画」等とも整合を図りながら策定します。

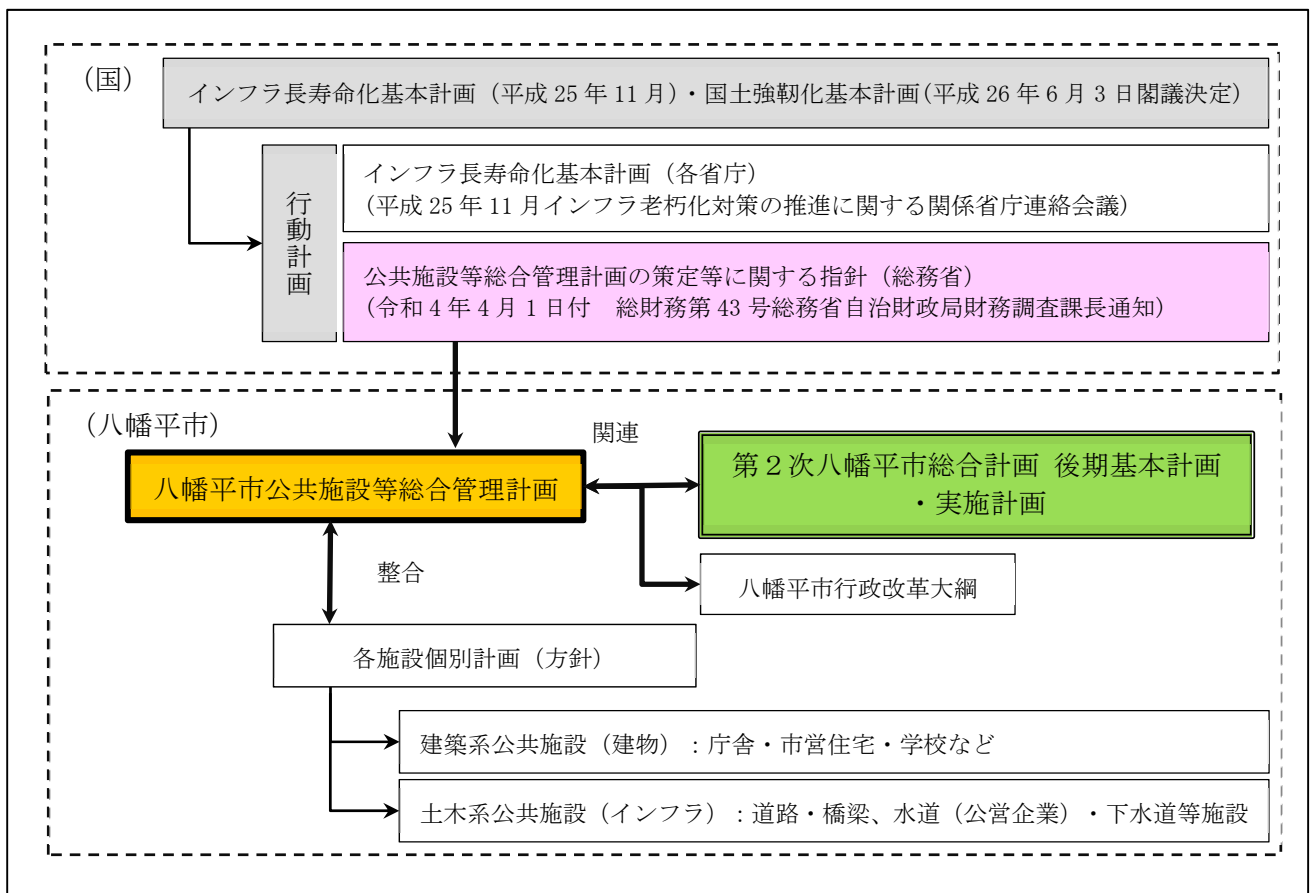


図 1.2.1 公共施設等総合管理計画の位置づけ



(2) 計画の対象

1) 計画の対象

本計画の対象施設は、市が保有・管理する公共施設のうち、建築系公共施設（建物）と土木系公共施設（インフラ）とします。

主な施設の内訳は、図 1.2.2 のとおり 18 分類（建物 14 分類・インフラ 4 分類）に分けて整理、集計しています。

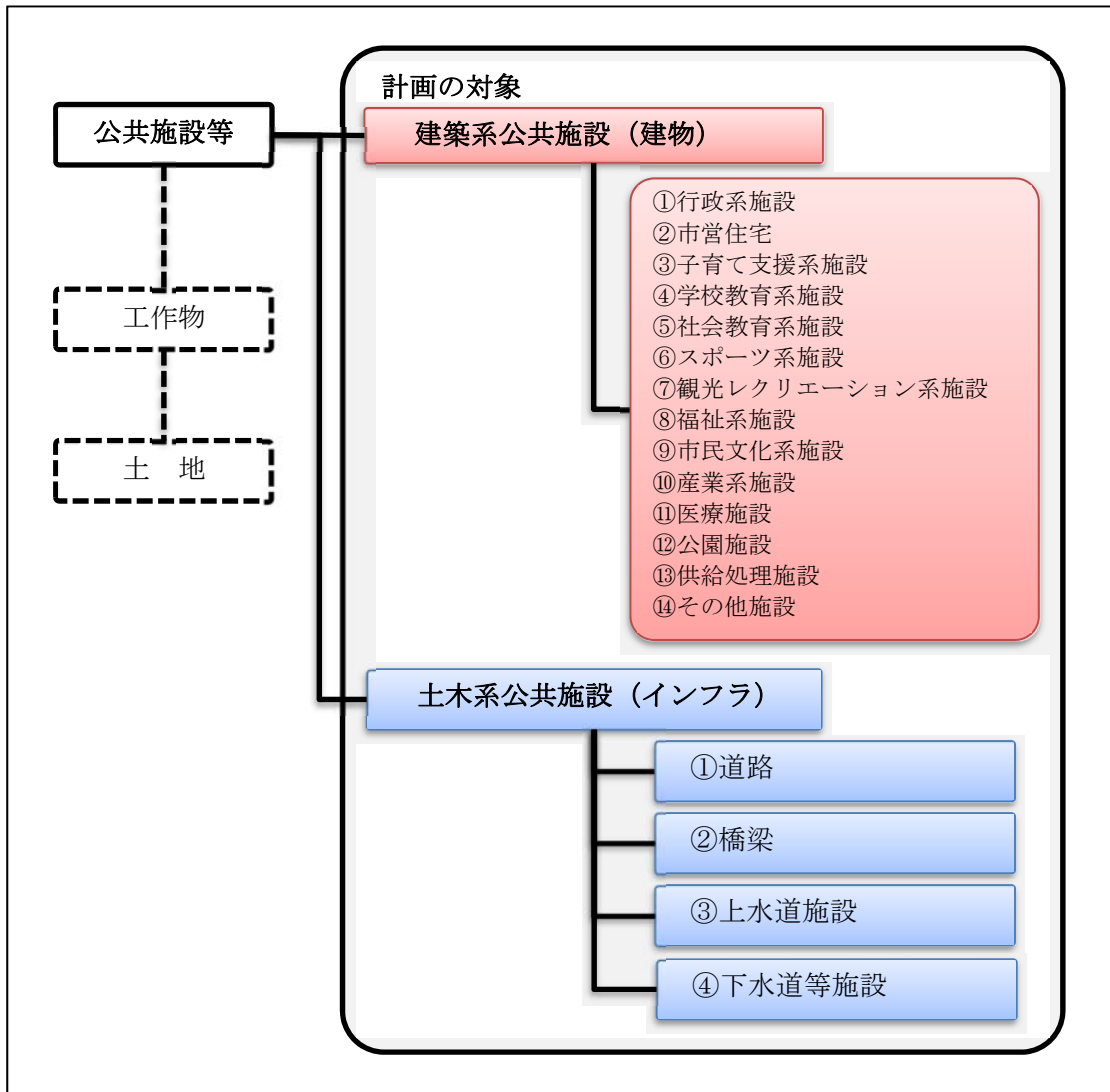


図 1.2.2 計画の対象

2) 施設の集計

施設の集計は、施設の棟別を単位として、建物情報等を整理しています。

公共施設の種類・整理は、一つの施設で、複数の棟に区分されるものがあります。

(例えば、〇〇小学校の校舎、体育館など)

また、主要構造である建物のみを対象とし、工作物や土地、建物に付帯する設備類（電気設備や配水設備等）は、集計に含まれていません。

表 1.2.1 主な対象施設の分類

大分類	中分類	主な施設	
公共施設 (建物)	①行政系施設	庁舎施設	市役所 (本庁舎・総合支所)
		消防施設	消防署、屯所、コミュニティ消防施設
		その他行政系施設	旧総合支所、旧保健センター、車庫
	②市営住宅	市営住宅	市営住宅
	③子育て支援系施設	保育所	保育所
		児童施設	学童保育クラブ
	④学校教育系施設	小・中学校	小・中学校
		学校給食センター	学校給食センター
		教員住宅	教員住宅
	⑤社会教育系施設	博物館等	博物館、資料館
		市立図書館	図書館
	⑥スポーツ系施設	スポーツ施設	体育館、屋内運動場、ラグビー場、野球場、相撲場、海洋センター、柔剣道場、飛躍台、射撃場、スキー場競技センター
	⑦観光レクリエーション系施設	観光レクリエーション系施設	キャンプ場、温泉、自然休養村
	⑧福祉系施設	福祉施設	福祉センター、生活支援ハウス
⑨市民文化系施設	集会施設	コミュニティセンター、生活改善センター、集落センター、農業集会施設	
	市民センター	市民センター	
⑩産業系施設	加工・販売施設	物産館、直売所、農産物加工施設	
	特産品開発、伝統工芸施設	花き研究開発センター、安代漆工技術研究センター	
	畜産施設	堆肥センター、牧野・牧場管理施設	
	起業支援、企業誘致施設	貸施設、貸工場	
⑪医療施設	病院・診療所	病院・診療所	
⑫公園施設	公園施設	公園	
⑬供給処理施設	供給処理施設	清掃センター、最終処分場	
⑭その他施設	斎場	斎場	
	重機車庫	重機車庫	
	その他の施設	駅自由通路、ごみステーション、旧小・中学校	
インフラ	①道路	道路舗装部	
	②橋梁	橋梁	
	③上水道施設	上水道施設	浄水処理場
	④下水道等施設	下水道等施設	下水処理施設、ポンプ場

※ 分類は総務省「公共施設一覧分類表」を参照

資料：八幡平市公有財産台帳（令和4年3月）

3) 作成に当たっての情報収集方法

『八幡平市公有財産台帳（令和4年3月31日）』の建物情報（種類、建築年、経過年数、延床面積、構造等）をもとに、各課へのヒアリング調査の結果（改修の履歴や維持管理費、利用者数等）を加味して、整理しています。

### 3. 計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及ぶことから中長期的な視点が不可欠であり、将来の公共施設の更新等に必要な経費の見通しは、令和5年度から令和44年度までの40年間を対象に将来推計を行っています。

計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。ただし、財政状況や社会情勢の変化、制度変更などを踏まえて、必要に応じ適宜見直しを行います。

## 第2章 八幡平市の概要

### 1. 概要

#### (1) 市の概要

市は、平成17年9月1日に旧西根町・旧松尾村・旧安代町の3町村が合併して、現在の「八幡平市」が誕生しました。

表 2.1.1 地域の面積

地域	旧町村	面積 (k m <sup>2</sup> )
西根地域	西根町	167.16
松尾地域	松尾村	234.85
安代地域	安代町	460.24
計	八幡平市	862.30

※平成27年3月国土地理院発表:八幡平市面積862.25km<sup>2</sup>から862.30km<sup>2</sup>に修正したことにより市の面積合計は、各地域の面積の合計値と一致しません。

#### (2) 位置・地勢等

市は、盛岡市の北西に位置し、東は二戸市、一戸町、岩手町に、南は滝沢市、雫石町に、西は秋田県仙北市と鹿角市に、北は青森県田子町に接し、面積862.30k m<sup>2</sup>を有しています。

また、岩手山や八幡平など豊かな自然に恵まれた地にあり、東北自動車道と八戸自動車道が市内で分岐し、JR花輪線が縦貫する交通の要衝でもあります。

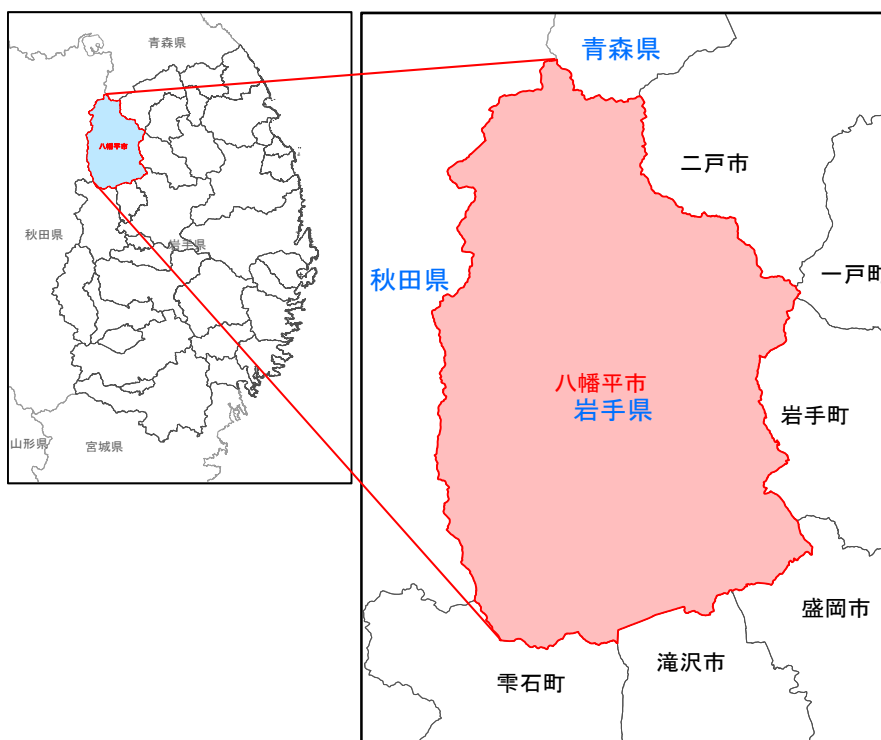


図 2.1.1 位置図

## 2. 人口の推移と今後の見通し

### (1) 人口の推移

市の人口・世帯数の状況は、令和2年（国勢調査人口）で人口は24,023人、世帯数9,152世帯で、1世帯当たり人員は2.62人となっています。

人口は昭和55年の34,926人から年々減少し、特に平成17年以降大きく減少しています。

表 2.2.1 人口・世帯数の推移

項目	総世帯数	人口(人)	1世帯当たり人員(人)
昭和55年	9,393	34,926	3.72
60年	9,066	33,770	3.72
平成2年	9,406	33,287	3.54
7年	9,755	32,751	3.36
12年	9,905	32,485	3.28
17年	9,892	31,079	3.14
22年	9,664	28,680	2.97
27年	9,429	26,355	2.80
令和2年	9,152	24,023	2.62

※国勢調査（昭和55年～令和2年）

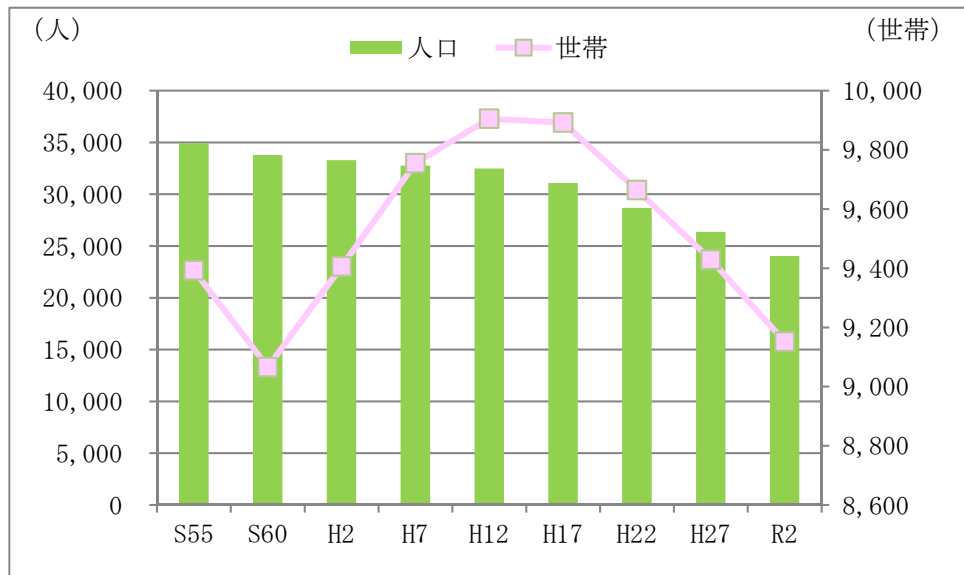


図 2.2.1 人口・世帯数の推移

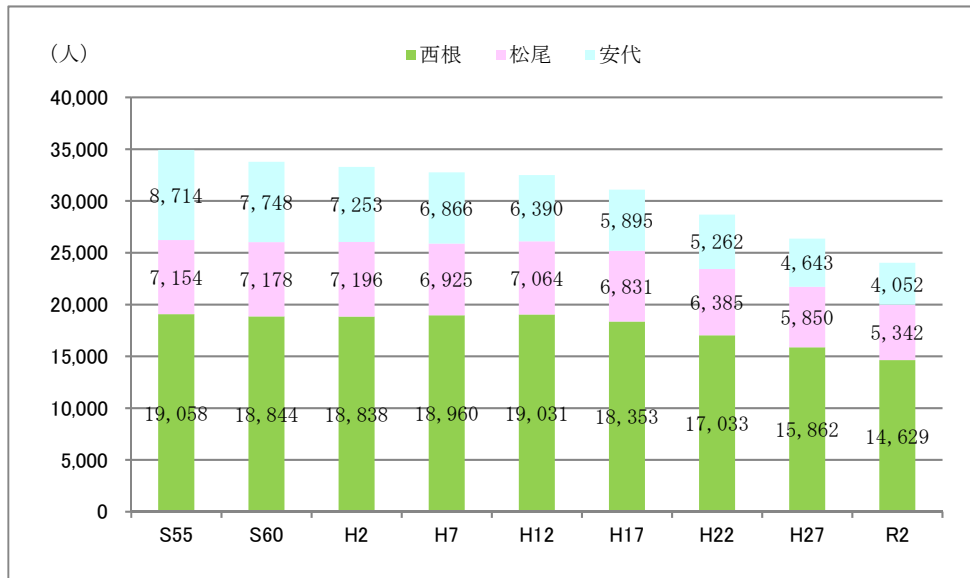


図 2.2.2 地区別人口の推移

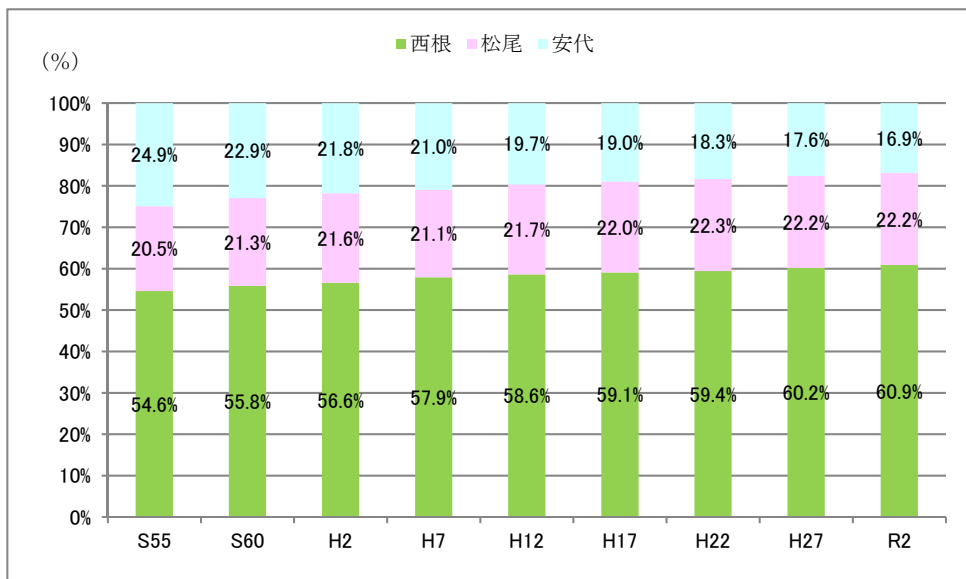


図 2.2.3 地区別人口の推移（構成比）

また、年齢3階層別人口の推移を見ると、老年人口（65歳以上）が昭和55年3,805人（構成比10.9%）から令和2年9,944人（構成比41.4%）と増加傾向にある一方、年少人口（15歳未満）は昭和55年7,427人（構成比21.3%）から令和2年2,117人（構成比8.8%）と減少傾向にあり、総人口の減少とともに少子・高齢化が進行しています。

表 2.2.2 年齢3階層の人口の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	34,926	33,770	33,287	32,751	32,485	31,079	28,680	26,355	24,023
年少人口 (15歳未満)	7,427	6,855	6,139	5,285	4,632	3,858	3,105	2,553	2,117
生産年齢人口 (15～64歳)	23,694	22,445	21,840	20,798	19,712	18,157	16,431	14,267	11,926
老年人口 (65歳以上)	3,805	4,470	5,308	6,668	8,141	9,064	9,142	9,528	9,944
年齢不詳	-	-	-	-	-	-	2	7	36

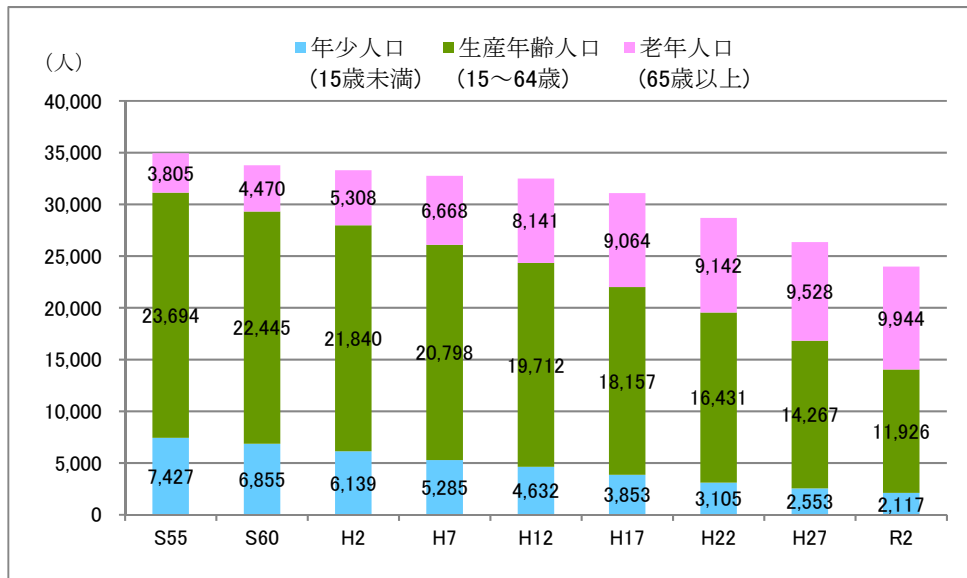


図 2.2.4 年齢3階層別人口の推移 ※(年齢不詳は含まず)

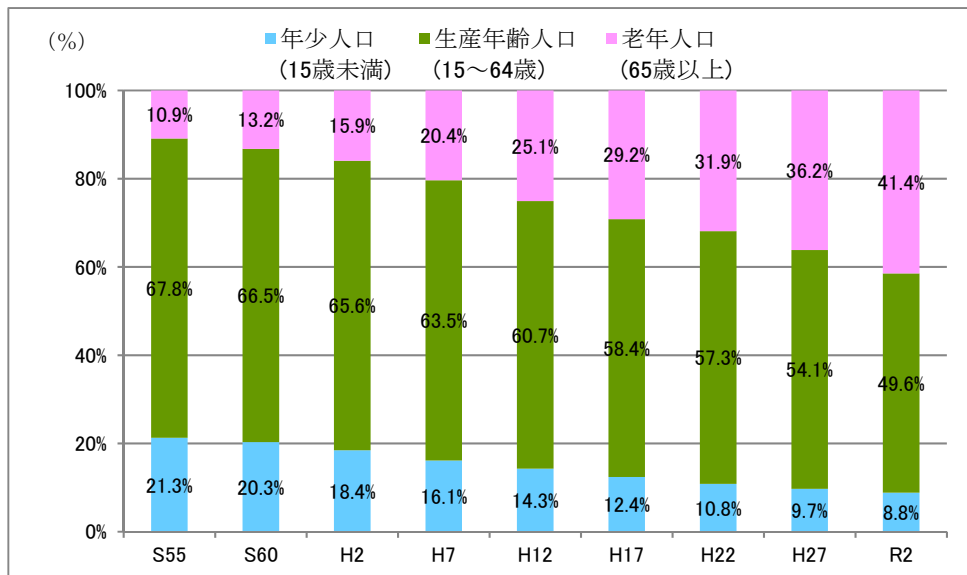


図 2.2.5 年齢3区分別人口 (構成比) ※(年齢不詳は含まず)

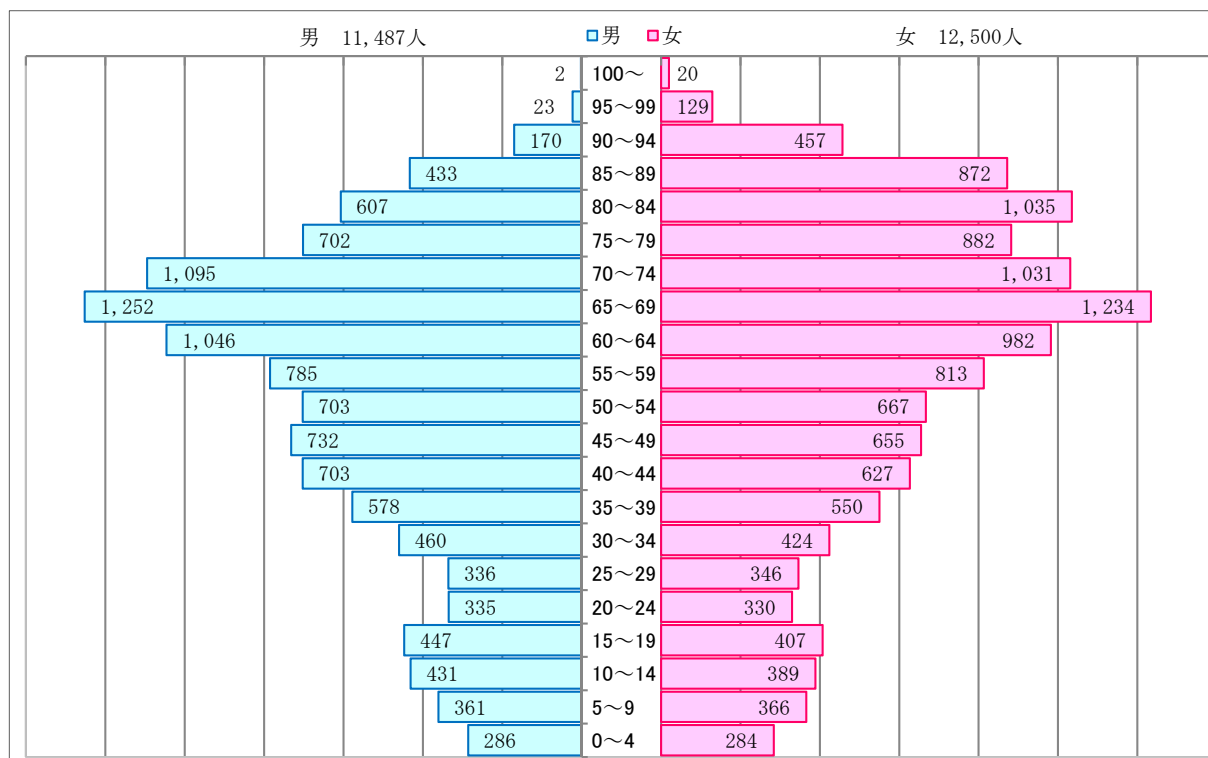


図 2.2.6 5歳階級別年齢人口(令和2年国勢調査 総数 24,023 人うち、年齢不詳 36 人を含まず)



(2) 将来人口の推移

「八幡平市人口ビジョン（令和2年3月改訂）」では、市の将来人口は令和22年において18,800人（平成22年比：34.4%減）と推計されています。

また、令和22年の年齢3階層別人口は、年少人口が2,293人（構成比12.2%）、生産年齢人口が8,629人（構成比45.9%）、老年人口が7,878人（構成比41.9%）と推計されており、将来的にも高齢化及び生産年齢人口の減少傾向が進むことが予測されます。

表 2.2.3 将来人口推計（八幡平市人口ビジョン推計値）

年齢	実績値			推計値			
	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総数	※28,678	※26,348	※23,987	22,964	21,377	20,016	18,800
年少人口	3,105	2,553	2,117	2,142	2,141	2,201	2,293
	10.8%	9.7%	8.8%	9.3%	10.0%	11.0%	12.2%
生産年齢人口	16,431	14,267	11,926	11,116	10,067	9,326	8,629
	57.3%	54.1%	49.7%	48.4%	47.1%	46.6%	45.9%
老年人口	9,142	9,528	9,944	9,706	9,169	8,489	7,878
	31.9%	36.2%	41.5%	42.3%	42.9%	42.4%	41.9%

※実績値は国勢調査による（総数のうち、年齢不詳人口平成22年2人、平成27年7人及び令和2年36人を含まない）。

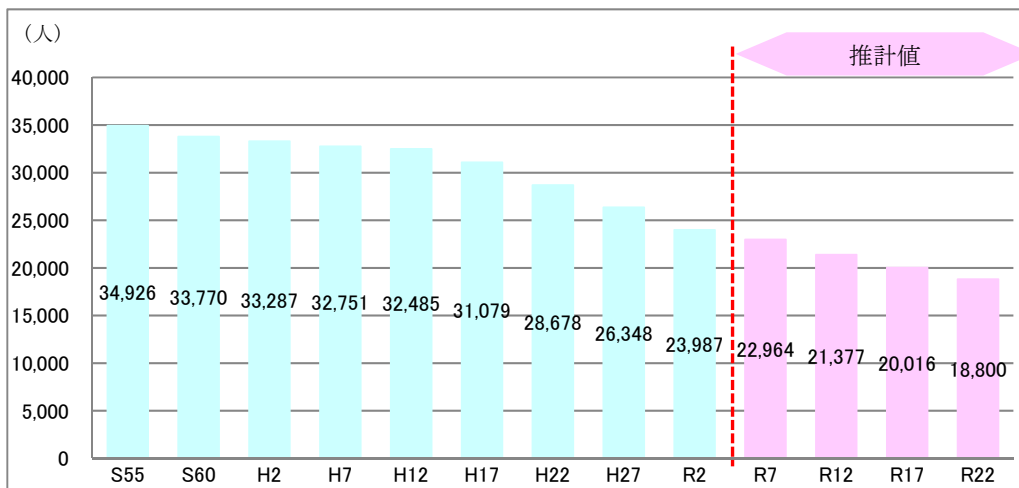


図 2.2.7 将来人口推計

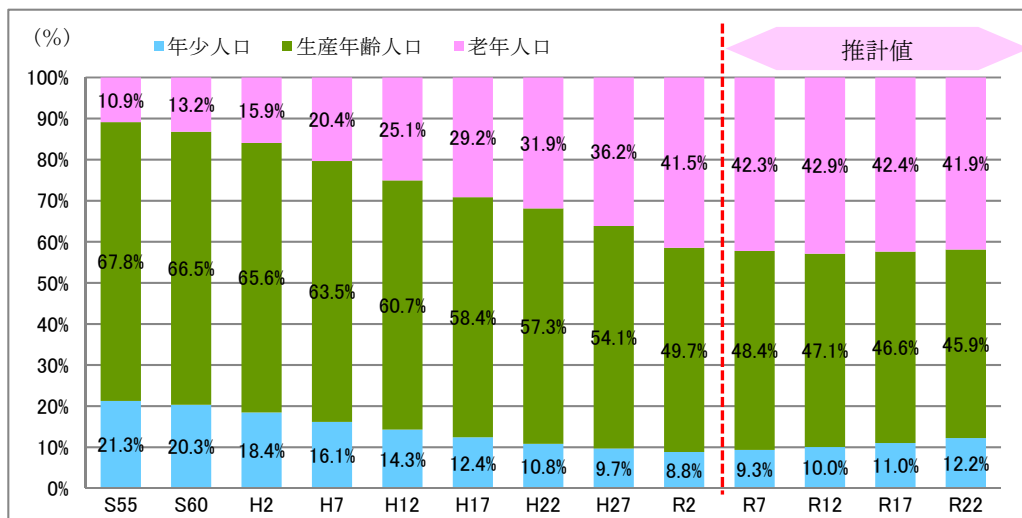


図 2.2.8 年齢3階層別人口の推計（構成比）

### 3. 歳入歳出の推移と財源の見込み

#### (1) 歳入

令和3年度一般会計の歳入決算額は約241億円であり、そのうち市税は約30億円で全体の約12%を占め、毎年ほぼ横ばいとなっており、また、市債は近年、概ね30億円前後で推移しています。

市においては、主たる納税者となる生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が予測されていることから、今後、地方税の減少が懸念されます。

表 2.3.1 歳入決算額の推移（百万円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市税	3,044 (14.3%)	3,111 (14.2%)	3,078 (13.4%)	3,210 (14.9%)	3,016 (12.5%)	3,040 (12.6%)
地方交付税	8,584 (40.3%)	8,172 (37.3%)	7,939 (34.6%)	7,814 (36.3%)	7,975 (32.9%)	8,424 (35.0%)
国庫支出金	2,034 (9.5%)	2,632 (12.0%)	2,079 (9.1%)	1,784 (8.3%)	4,810 (19.9%)	2,990 (12.4%)
県支出金	1,635 (7.7%)	1,379 (6.3%)	1,589 (6.9%)	1,455 (6.8%)	1,708 (7.1%)	1,899 (7.9%)
市債	1,942 (9.1%)	2,344 (10.7%)	3,310 (14.4%)	3,012 (14.0%)	2,431 (10.0%)	3,050 (12.7%)
地方譲与税	252 (1.2%)	251 (1.1%)	256 (1.1%)	274 (1.3%)	294 (1.2%)	298 (1.2%)
その他	3,817 (17.9%)	4,045 (18.4%)	4,712 (20.5%)	3,971 (18.5%)	3,976 (16.4%)	4,352 (18.1%)
合計	21,309 (100%)	21,933 (100%)	22,962 (100%)	21,521 (100%)	24,210 (100%)	24,053 (100.0%)

資料：市地方財政状況調査（平成28年度～令和3年度一般会計）

※構成比は、小数点以下を四捨五入しているため、表中の合計と合わない場合があります。

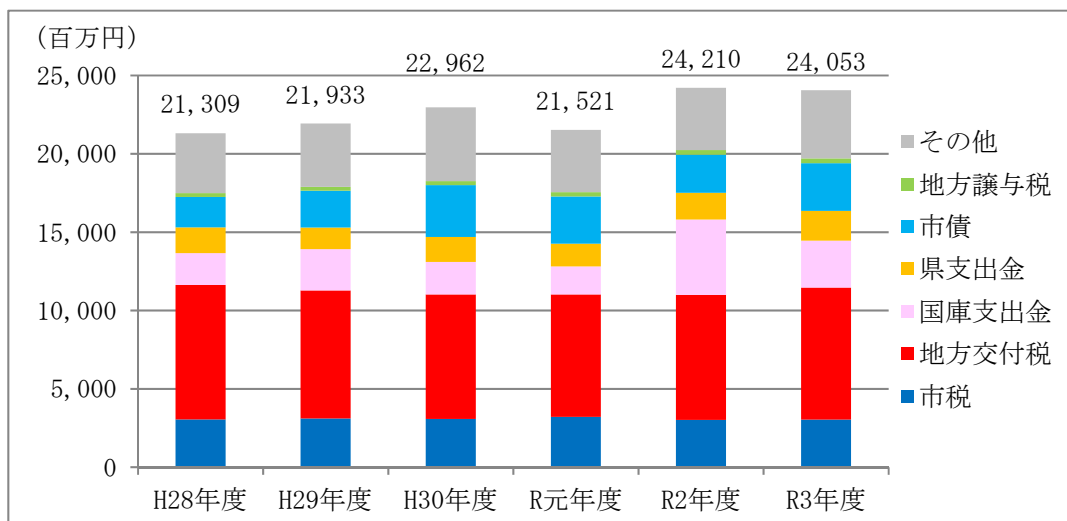


図 2.3.1 歳入の推移

(2) 歳出

令和3年度一般会計の歳出決算額は約234億円であり、うち普通建設費は近年、約30億円から約40億円の間に増減を繰り返しています。

扶助費は約32億円で全体の約1割を占め、ほぼ横ばいがありますが、高齢化社会の進行に伴い、今後増加するものと予想されます。

そのため、普通建設費（投資的経費）に充当される財源の確保は、ますます厳しくなるものと見込まれます。

表 2.3.2 歳出決算額の推移（百万円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費	2,597 (12.7%)	2,591 (12.2%)	2,555 (11.4%)	2,583 (12.4%)	2,699 (11.5%)	2,684 (11.4%)
扶助費	2,584 (12.7%)	2,492 (11.7%)	2,483 (11.1%)	2,549 (12.2%)	2,603 (11.1%)	3,157 (13.5%)
公債費	2,799 (13.7%)	2,867 (13.5%)	2,932 (13.1%)	3,013 (14.5%)	3,038 (12.9%)	3,178 (13.6%)
物件費	2,928 (14.4%)	2,980 (14.0%)	3,139 (14.1%)	3,061 (14.7%)	2,739 (11.6%)	3,040 (13.0%)
補助等	2,728 (13.4%)	2,337 (11.0%)	2,268 (10.2%)	2,402 (11.5%)	6,254 (26.6%)	4,120 (17.6%)
積立費	1,101 (5.4%)	888 (4.2%)	1,175 (5.3%)	612 (2.9%)	662 (2.8%)	785 (3.3%)
繰出金	1,995 (9.8%)	2,074 (9.8%)	2,086 (9.3%)	2,032 (9.7%)	1,297 (5.5%)	1,276 (5.4%)
普通建設費	2,734 (13.4%)	4,090 (19.2%)	4,290 (19.2%)	2,990 (14.3%)	2,929 (12.5%)	3,908 (16.7%)
災害復旧費	21 (0.1%)	68 (0.3%)	62 (0.3%)	20 (0.1%)	18 (0.1%)	28 (0.1%)
その他	914 (4.5%)	884 (4.2%)	1,344 (6.0%)	1,587 (7.6%)	1,282 (5.5%)	1,273 (5.4%)
合計	20,401 (100%)	21,271 (100%)	22,334 (100%)	20,850 (100%)	23,521 (100%)	23,449 (100%)

資料：市地方財政状況調査（平成28年度～令和3年度一般会計）

※構成比は、小数点以下を四捨五入しているため、表中の合計と合わない場合があります。

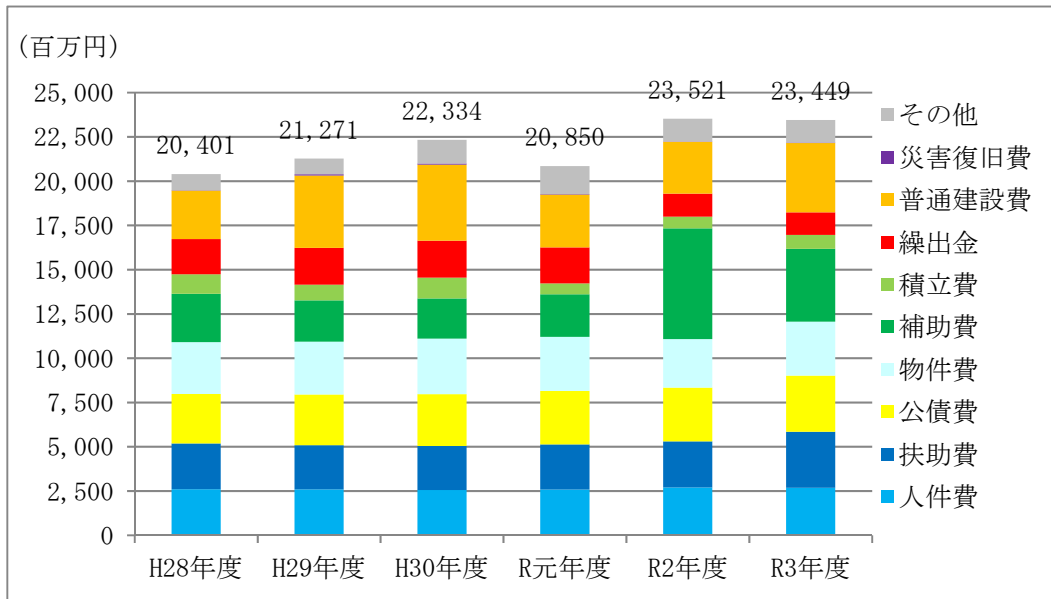


図 2.3.2 歳出の推移

### (3) 財政力指数の推移

#### 1) 財政力指数 ※<sup>1</sup>

財政力指数は、例年ほぼ横ばいの状況ですが、岩手県内市町村平均より低い値で推移しています。

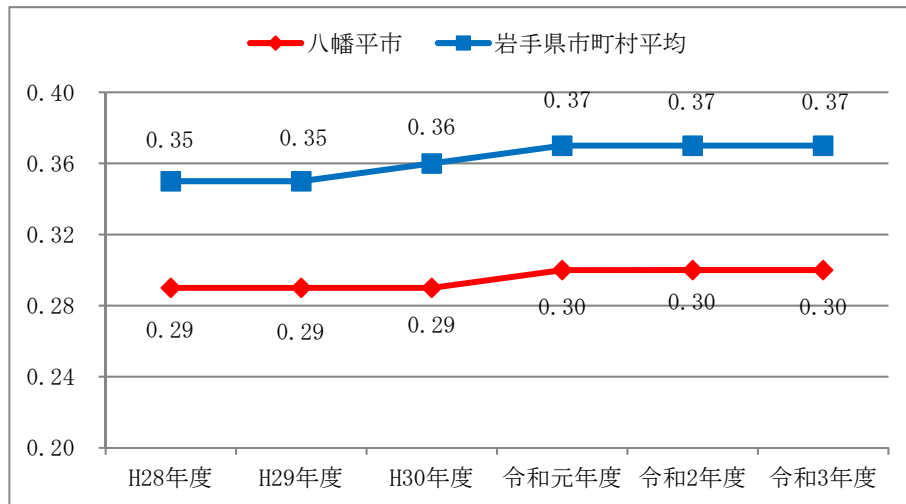


図 2.3.3 財政力指数

#### 2) 経常収支比率 ※<sup>2</sup>

平成 28 年度以降増加傾向にあり、平成 29 年度以降は岩手県内市町村平均を超え、財政構造の弾力性が小さくなっています。

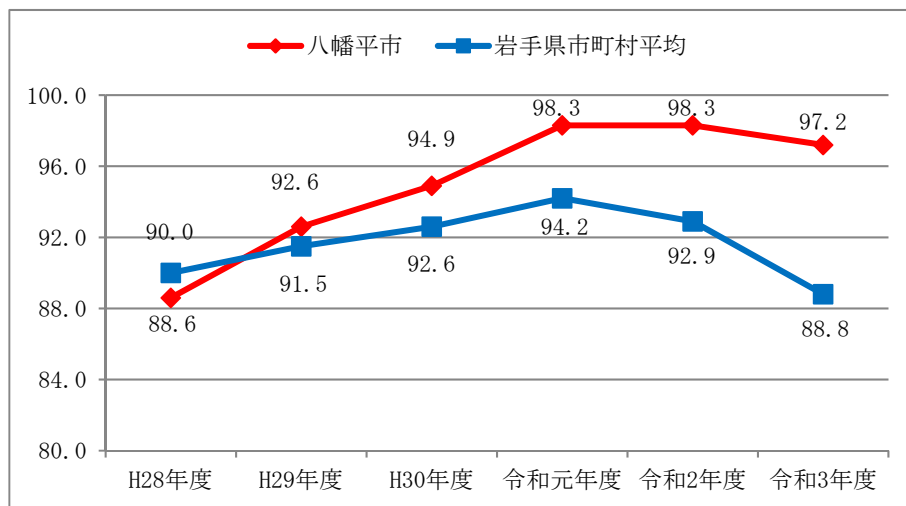


図 2.3.4 経常収支比率

※<sup>1</sup> 毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された市税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去 3 カ年の平均値です。

地方公共団体が自力で必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

※<sup>2</sup> 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、市税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。

財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

3) 実質公債費比率 ※<sup>3</sup>

早期健全化基準の 25%を下回り健全な状況ですが、平成 28 年度以降増加傾向にあり、岩手県内市町村平均より高い値となっています。

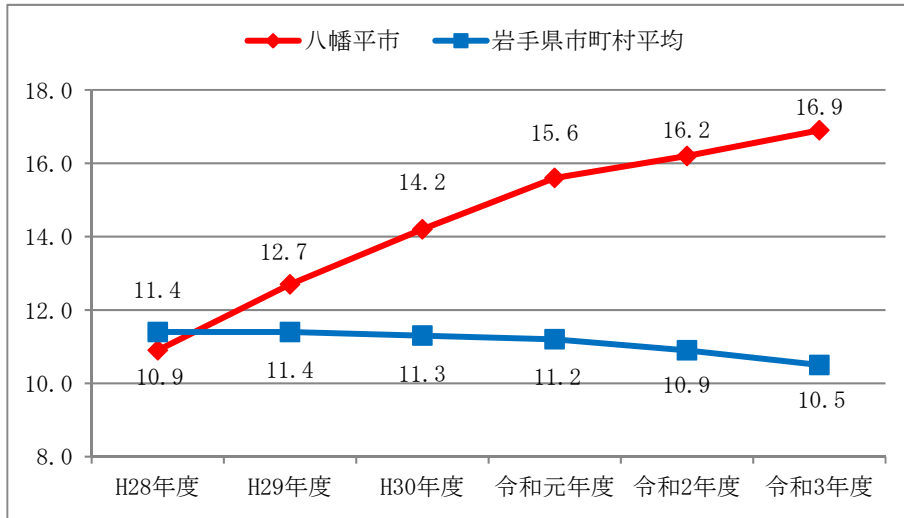


図 2.3.5 実質公債費率

4) 将来負担比率 ※<sup>4</sup>

平成 28 年度以降増加し、岩手県内市町村平均より高い値です。

起債の抑制に努め、適正規模の財政調整基金を確保し、将来に備える必要があります。

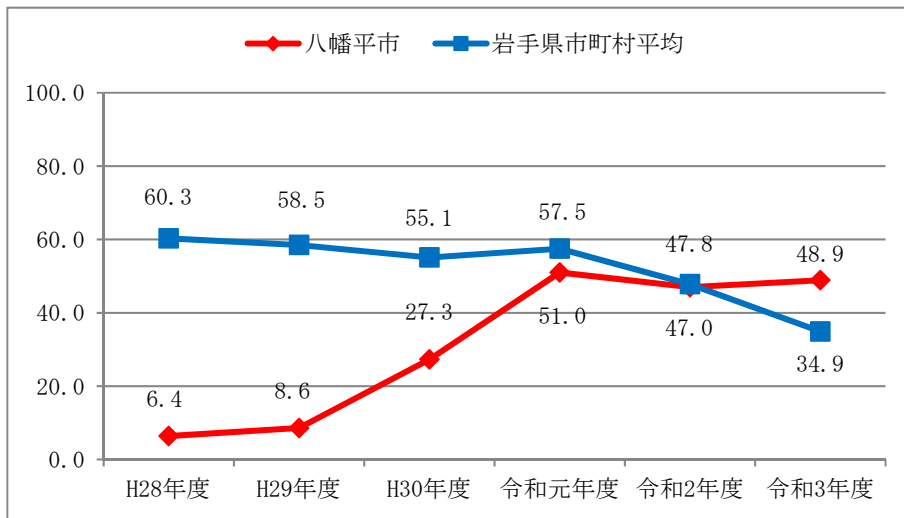


図 2.3.6 将来負担比率

※<sup>3</sup> 一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したもの。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。

この比率が18%以上になると市債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると市債の発行の一部が制限されることとなります。

※<sup>4</sup> 一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもの。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

5) 有形固定資産減価償却率 ※<sup>5</sup>

有形固定資産減価償却率は上昇傾向にあるため、公共施設等の老朽化への対応と将来的な財政負担の軽減に向けた取り組みを進める必要があります。

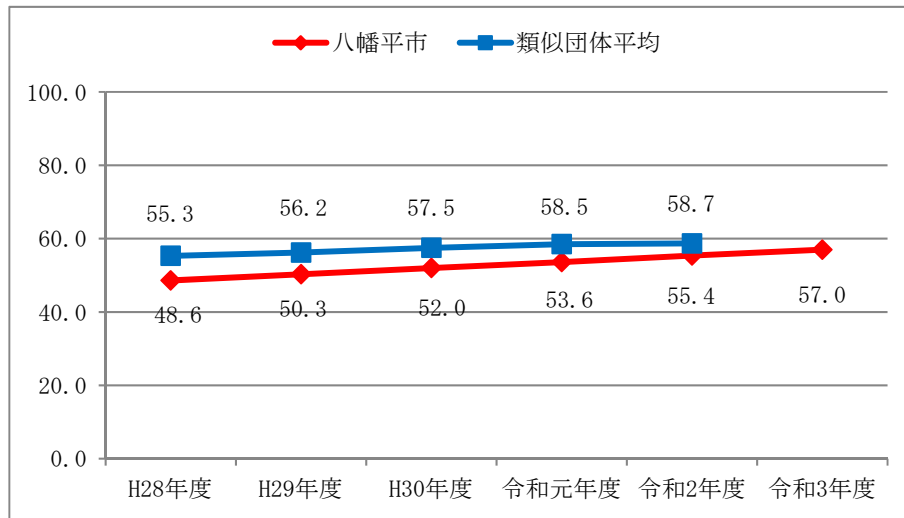


図 2.3.7 有形固定資産減価償却率

※令和3年度の類似団体平均の値は、公表されていないため、表示していません。

※<sup>5</sup> 土地、建物、機械装置、車両などの有形固定資産のうち、使用や時間経過等によって価値が減ることの無い土地などを除いた資産における減価償却率を示す指標です。減価償却率が高ければ「建物や機械装置などの減価償却が進んでいる⇨老朽化が進んでいる⇨再投資が必要となる」、減価償却率が低ければ「老朽化が進んでいない⇨当面は投資が必要ない」という解釈ができます。

## 第3章 公共施設等の現状

### 1. 公共施設（建物）の整備状況

#### (1) 施設用途（大分類）別の施設保有量

本計画で対象とする建築系公共施設（インフラ施設の建物を除く。）は、282施設、584棟であり、延床面積の合計は250,090㎡です。

施設の用途（大分類）別の延床面積は、学校教育系施設が24.0%で最も多く、次いで産業系施設が13.8%、行政系施設が10.7%、市営住宅が9.8%の順となっています。

表 3.1.1 公共施設数量（大分類別）

施設の用途（大分類）	施設数	建物数		延床面積(㎡)	
		棟数	%	延床面積(㎡)	%
①行政系施設	77	87	14.9%	26,645.87	10.7%
②市営住宅	23	66	11.3%	24,394.61	9.8%
③子育て支援系施設	13	14	2.4%	5,948.98	2.4%
④学校教育系施設	24	97	16.6%	60,045.85	24.0%
⑤社会教育系施設	5	7	1.2%	3,120.87	1.2%
⑥スポーツ系施設	21	55	9.4%	22,835.99	9.1%
⑦観光レクリエーション系施設	9	33	5.7%	11,040.64	4.4%
⑧福祉系施設	5	9	1.5%	4,143.23	1.7%
⑨市民文化系施設	25	47	8.0%	20,269.23	8.1%
⑩産業系施設	23	63	10.8%	34,394.39	13.8%
⑪医療施設	4	15	2.6%	11,603.18	4.6%
⑫公園施設	4	15	2.6%	1,530.36	0.6%
⑬供給処理施設	2	5	0.9%	6,664.48	2.7%
⑭その他施設	47	71	12.2%	17,452.53	7.0%
総計	282	584	100.0%	250,090.21	100.0%

※ 構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、表中の合計と合わない場合があります。

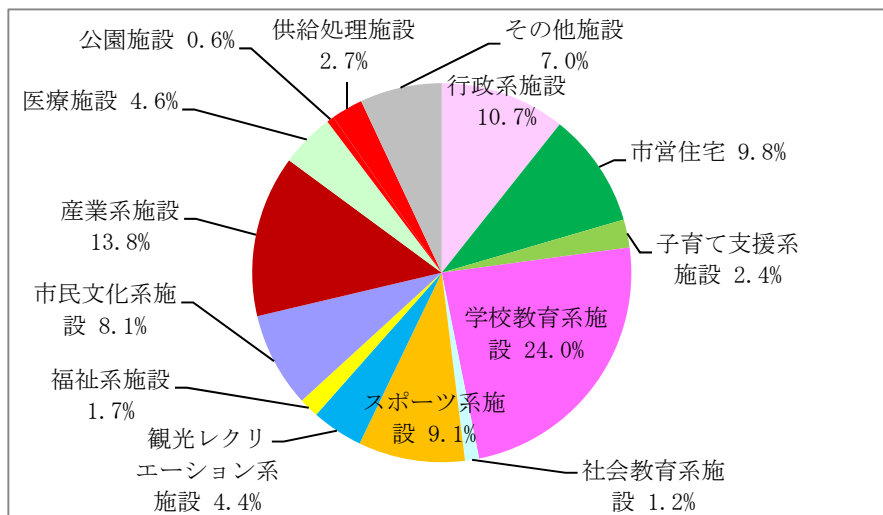


図 3.1.1 用途別公共施設の延床面積（構成比）

## (2) 施設用途（中分類）別の施設保有量

施設の用途（中分類）別の建物棟数は、小・中学校 79 棟と最も多く、次いで、消防施設が 71 棟、その他施設 67 棟、市営住宅 66 棟、スポーツ施設 55 棟の順に多くを占めています。

また、延床面積では、小・中学校、畜産施設、市営住宅、スポーツ施設、集会施設の順に多くを占めています。

表 3.1.2 公共施設数量（中分類別）

施設の用途（大分類）	中分類	棟数	延床面積（㎡）
①行政系施設	庁舎施設	4	11,715.67
	消防施設	71	7,429.55
	その他行政系施設	12	7,500.65
②市営住宅	市営住宅	66	24,394.61
③子育て支援系施設	保育所	8	4,355.68
	児童施設	6	1,593.30
④学校教育系施設	小・中学校	79	57,179.20
	学校給食センター	5	1,505.99
	教員住宅	13	1,360.66
⑤社会教育系施設	博物館等	6	2,460.37
	市立図書館	1	660.50
⑥スポーツ系施設	スポーツ施設	55	22,835.99
⑦観光レクリエーション系施設	観光レクリエーション施設	33	11,040.64
⑧福祉系施設	福祉施設	9	4,143.23
⑨市民文化系施設	集会施設	45	18,082.78
	市民センター	2	2,186.45
⑩産業系施設	加工・販売施設	5	1,895.67
	特産品開発、伝統工芸施設	9	3,553.24
	畜産施設	44	25,419.95
	企業支援、企業誘致施設	5	3,525.53
⑪医療施設	病院・診療所	15	11,603.18
⑫公園施設	公園施設	15	1,530.36
⑬供給処理施設	供給処理施設	5	6,664.48
⑭その他施設	斎場	2	397.22
	重機車庫	2	571.54
	その他施設	67	16,483.77
合計		584	250,090.21



### (3) 市民一人当たりの公共施設の延床面積

#### 1) 市民一人当たりの公共施設の延床面積

令和4年3月31日現在の市の公共施設(建物)の延床面積の保有量の状況は250,090㎡で、市民一人あたりは10.41㎡/人となっています。

平成28年以降の新設した施設は、市立病院(6,717㎡)、松尾保育所(1,586㎡)、繁殖育成センター(15,798㎡)など比較的面積の大きな施設となっています。

表 3.1.3 市民一人当たりの延床面積

区分	延床面積 (㎡)	人口 (人)	一人当たり延床面積 (㎡/人)
令和4年	250,090.21	24,015	10.41

※ 延床面積：本調査(令和4年3月31日現在)、人口：住民基本台帳(令和4年11月30日現在)

#### 2) 類似自治体との人口一人当たりの延床面積の比較

令和2年における市の公共施設(建物)の人口一人あたり延床面積は9.05㎡/人であり、東北圏の人口22,500~37,500人規模の類似自治体の平均7.49㎡/人と比較すると、1.56㎡/人ほど上回っている状況です。

表 3.1.4 東北圏の類似自治体における人口一人当たりの延床面積

東北圏の類似自治体		市町村合併状況	延床面積 (㎡)	令和2年人口 (人)	人口一人当たり延床面積 (㎡/人)
<b>八幡平市</b>		平成17年/2町1村	<b>220,716</b>	<b>24,023</b>	<b>9.05</b>
岩手県	遠野市	平成17年/1市1村	251,934	25,366	9.93
	二戸市	平成18年/1市1町	188,951	25,513	7.41
青森県	つがる市	平成17年/1町4村	312,422	30,934	10.10
	平川市	平成18年/2町1村	181,090	30,567	5.92
秋田県	にかほ市	平成17年/3町	156,388	23,435	6.67
山形県	村山市		127,832	22,516	5.68
福島県	相馬市		205,493	34,865	5.89
	田村市	平成17年/4町1村	247,928	35,169	7.05
2.25~3.75万人の規模の平均			209,940	28,043	<b>7.49</b>

※ 類似自治体：総務省「類似団体リスト」の5-I-0：人口規模(5万人未満)、産業構造の就業率(2次・3次が90%未満、3次が55%未満)により分類し、同じグループに属する自治体

※ 延床面積：総務省 公共施設状況調(令和2年度)、人口：令和2年国勢調査

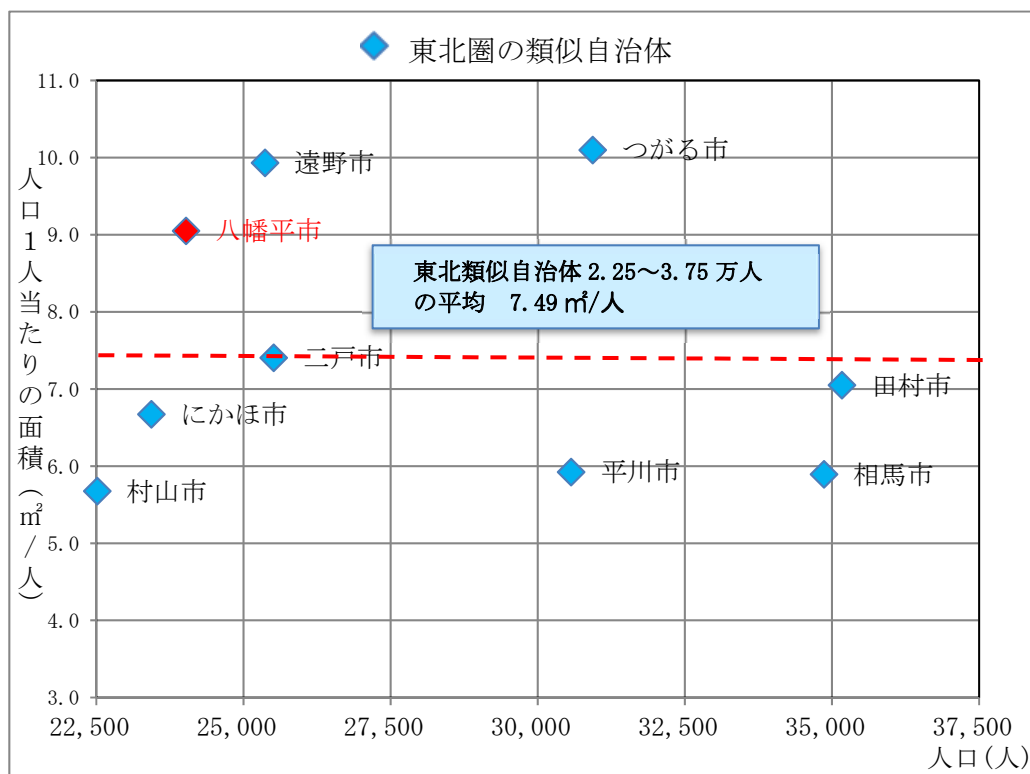


図 3.1.2 東北圏の類似自治体における人口一人当たりの延床面積

※ 類似自治体：総務省「類似団体リスト」の5-I-0：人口規模（5万人未満）、産業構造の就業率（2次・3次が90%未満、3次が55%未満）により分類し、同じグループに属する自治体

※ 延床面積：総務省 公共施設状況調（令和2年度）、人口：令和2年国勢調査

## 2. 建築年別公共施設（建物）の整備状況

### （1）建築年別公共施設（建物）の整備状況

市の公共施設（建物）は、高度経済成長期の昭和40年頃から多くの施設が整備されており、平成5年頃を境に、築30～50年と築10～30年が経過する年代に大きく分かれています。

また、昭和40年代から学校教育系施設、昭和40年代中期から市営住宅、昭和50年代中期からスポーツ系施設などが整備されています。

特に、学校教育系施設では築50年以上、市営住宅では築40年以上を経過しているものが多く、今後10年間で建替え等の更新時期が集中することが懸念されます。

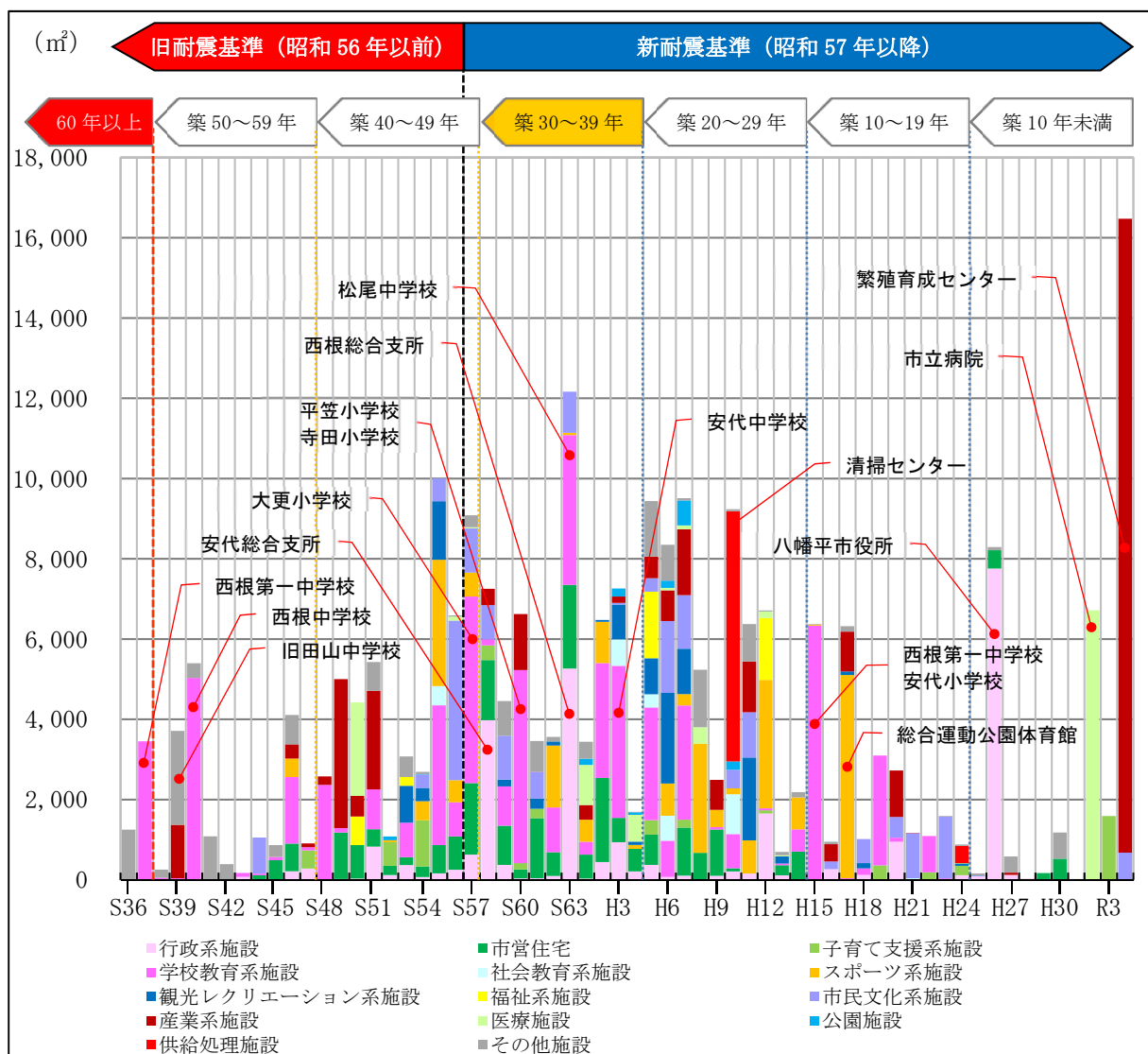


図 3.2.1 大分類別・建築年別の公共施設の延床面積

(2) 老朽化の状況 ※

市の公共施設（建物）は、高度経済成長期の昭和40年頃から多くの施設が整備されていることから、築60年以上の施設や、間もなく建替え時期（60年）となる築50年以上の施設が約9.3%、大規模改修が必要とされる築30～49年を経過する施設が全体の42.5%を占めています。

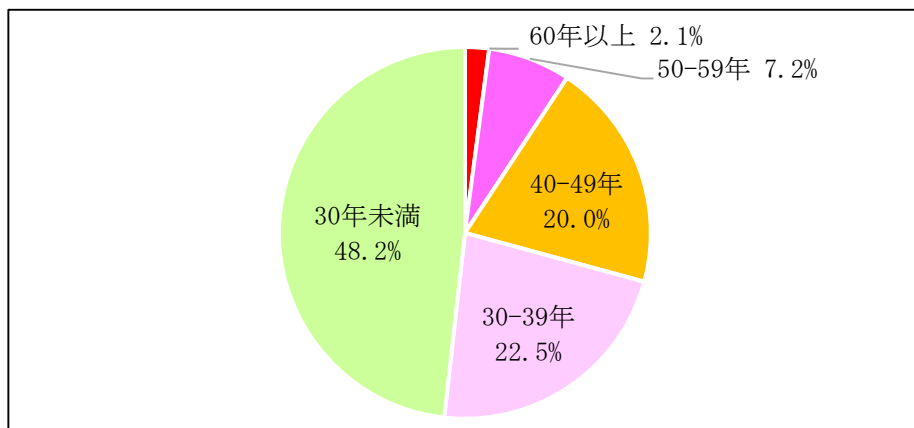


図 3.2.2 公共施設の経過年別延床面積（構成比）

※ 「老朽化」とは、大規模改修の耐用年数である30年を経過している建物をいいます。

また、施設の用途別に整理すると、行政系施設、市営住宅、学校教育系施設、市民文化系施設及びその他施設は、大規模改修時期となる30年を経過した施設が約5割以上を占めることから、早期に老朽化対策を検討しなければなりません。

表 3.2.1 大分類別・経過年別延床面積の状況

大分類	建築年代 30年未満 (H5～R4) 計 (㎡)	30年以上(～H4)				計 (㎡)	30年以上 の占める 割合 (%)
		30～39年 (S58～H4) ㎡	40～49年 (S48～S57) ㎡	50～59年 (S38～S47) ㎡	60年以上 (～S37) ㎡		
①行政系施設	12,210.89	11,401.53	2,471.91	561.54	0.00	14,434.98	54.2%
②市営住宅	5,957.78	10,727.71	6,424.42	1,284.70	0.00	18,436.83	75.6%
③子育て支援系施設	2,994.46	759.57	1,740.54	454.41	0.00	2,954.52	49.7%
④学校教育系施設	18,448.52	17,752.17	13,314.36	7,080.80	3,450.00	41,597.33	69.3%
⑤社会教育系施設	1,982.62	660.50	477.75	0.00	0.00	1,138.25	36.5%
⑥スポーツ系施設	14,278.52	3,281.78	4,816.05	459.64	0.00	8,557.47	37.5%
⑦観光レクリエーション系施設	6,816.05	1,515.46	2,709.13	0.00	0.00	4,224.59	38.3%
⑧福祉系施設	3,209.29	0.00	933.94	0.00	0.00	933.94	22.5%
⑨市民文化系施設	9,708.83	3,680.43	5,978.52	901.45	0.00	10,560.40	52.1%
⑩産業系施設	23,394.55	2,328.61	6,894.02	1,777.21	0.00	10,999.84	32.0%
⑪医療施設	7,476.73	1,670.75	2,455.70	0.00	0.00	4,126.45	35.6%
⑫公園施設	1,011.71	412.94	105.71	0.00	0.00	518.65	33.9%
⑬供給処理施設	6,664.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
⑭その他施設	6,444.17	2,178.47	1,612.43	5,421.78	1,795.68	11,008.36	63.1%
合計	120,598.60	56,369.92	49,934.48	17,941.53	5,245.68	129,491.61	51.8%

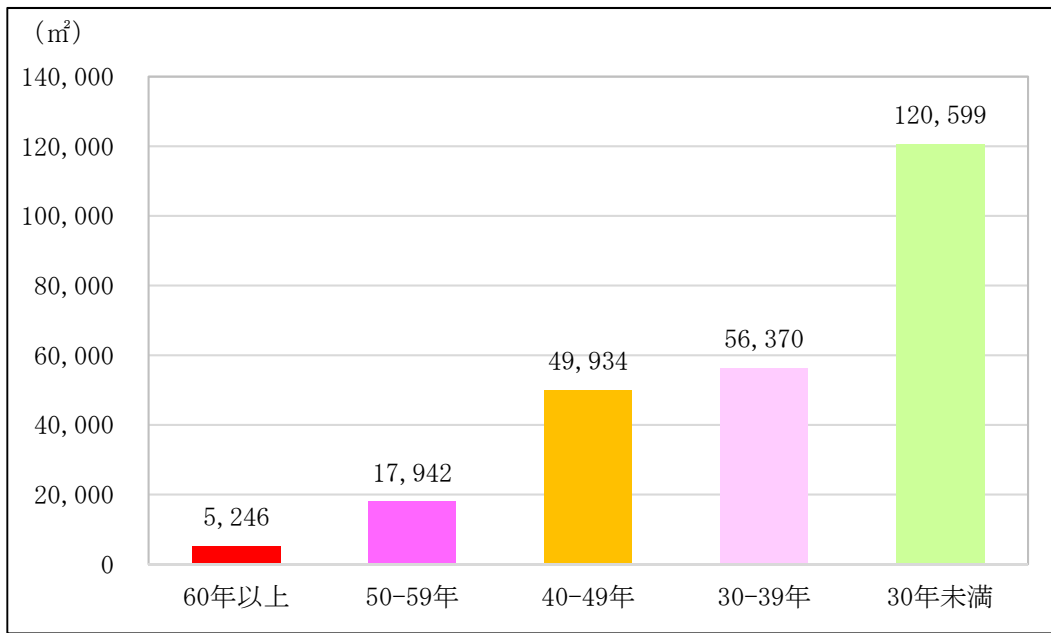


図 3.2.3 公共施設の経過年別延床面積（年代不明を除く。）

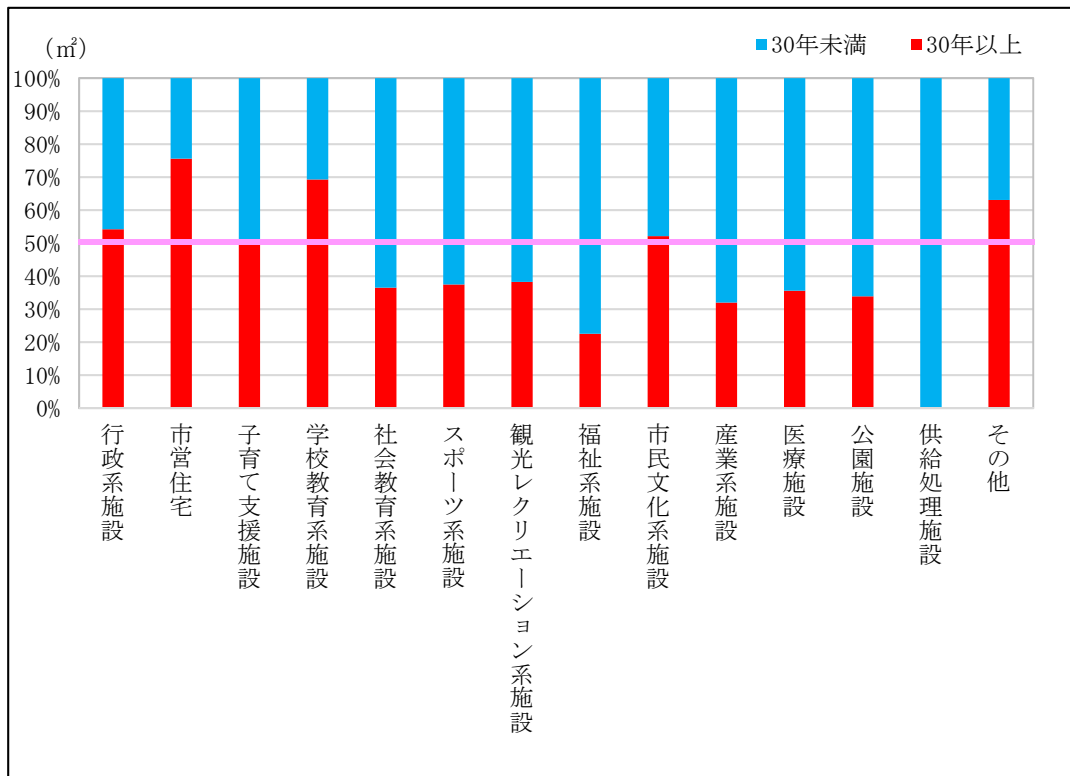


図 3.2.4 公共施設の大分類別延床面積（構成比）

(3) 耐震化の状況

昭和 57 年度以降の建物は新耐震基準に適合していますが、昭和 56 年度以前の建物は旧耐震基準により建築されているため、耐震診断を行った上で、必要に応じて耐震化を行う必要があります。

市の公共施設等（建物）の耐震化の状況をみると、76.2%が新耐震基準に適合しており、旧耐震基準の建物のうち既に耐震改修工事が終わっている建物を加えると、全体の 84.8%が耐震性を有しています。

残る 15.2%の施設については、今後、耐震改修工事の実施など耐震性の確保が必要です。

なお、耐震化の状況は、公共施設（建物）に加え、上水道及び下水道施設（建物）を含めた延床面積を対象とします。

表 3.2.2 耐震改修の状況

区分		延床面積 (㎡)	率 (%)
耐震化実施 (①+②+③)		219,803.36	84.8%
新耐震基準適合 (耐震改修不要) ①		197,756.41	76.2%
旧耐震基準	耐震改修 実施済み ②	18,282.56	7.0%
	耐震改修 不要 ③	3,764.39	1.5%
	耐震改修 未実施・不明	39,550.60	15.2%
計		259,353.96	100.0%

※ 構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、表中の合計と合わない場合があります。

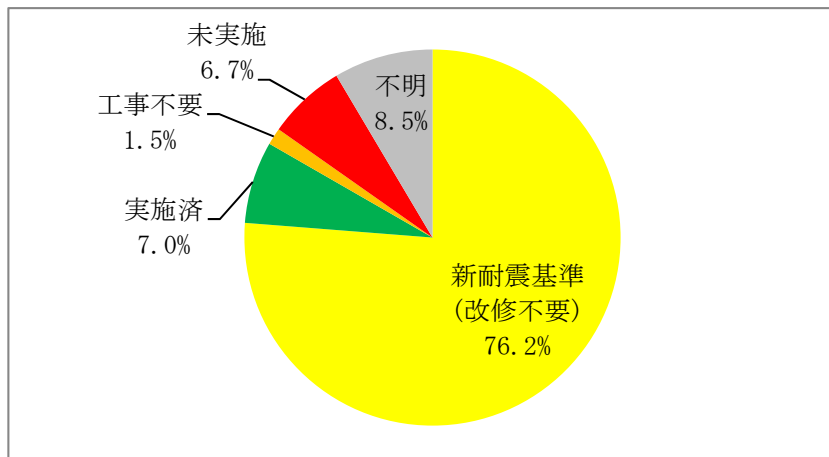


図 3.2.5 耐震改修の状況 (構成比)

### 3. インフラ資産の整備状況

インフラ資産（道路、橋梁、上水道施設、下水道等施設）について、それぞれの施設の現況（延長・面積、整備年代）を以下に整理します。

表 3.3.1 インフラ資産の状況

インフラ資産		延長 (m)	面積 (㎡)	備考
1	道路 計	946,114.4	5,374,402.7	
	①道路 (市道)	941,251.2	5,349,918.6	※1
	②道路 (農道)	4,863.2	24,484.1	※2
2	橋梁	5,767.8	34,170.4	※3
3	上水道 (管路) 計	505,900.0	-	※4
4	下水道等 (管路) 計	210,473.5	-	※5

※1 道路延長・面積（令和3年度道路台帳 建設課）

※2 農道延長・舗装面積（令和3年度農道台帳 農林課）より一定要件農道を対象

※3 橋梁延長・面積（令和3年度長寿命化進捗予定 建設課）より379橋を対象

※4 八幡平市水道ビジョン（令和4年度 上下水道課）平成30年度末現在

※5 下水道・農業集落排水施設台帳（平成27年3月31日 上下水道課）

#### （1）道路の整備状況

市の道路は、市道の総延長約941,251m、総面積約5,349,919㎡、農道の総延長約4,863m、面積約24,484㎡を整備しています。

(2) 橋梁の整備状況

市の橋梁は、総延長約 5,768m、総面積約 34,170 m<sup>2</sup>、を整備しています。

全体の8割以上が整備後50年未満となっており、2.9%の橋梁については法定耐用年数(60年)を超過しているため、早急に老朽化対策の検討が必要です。

表 3.3.2 橋梁の整備状況

橋種	鋼橋	コンクリート橋	カルバート橋	木橋	計
面積 (m <sup>2</sup> )	6,207.6	25,942.8	1,933.7	86.2	34,170.4

表 3.3.3 橋梁の架設年別面積

年代	60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	0～9年	年代不明	計
面積 (m <sup>2</sup> )	936.8	4,325.5	12,482.8	6,350.6	6,010.5	2,223.0	0.0	1,841.2	34,170.4
割合 (%)	2.9	13.4	38.6	19.6	25.5		0.0	—	100.0

(割合は年代不明を除く。)

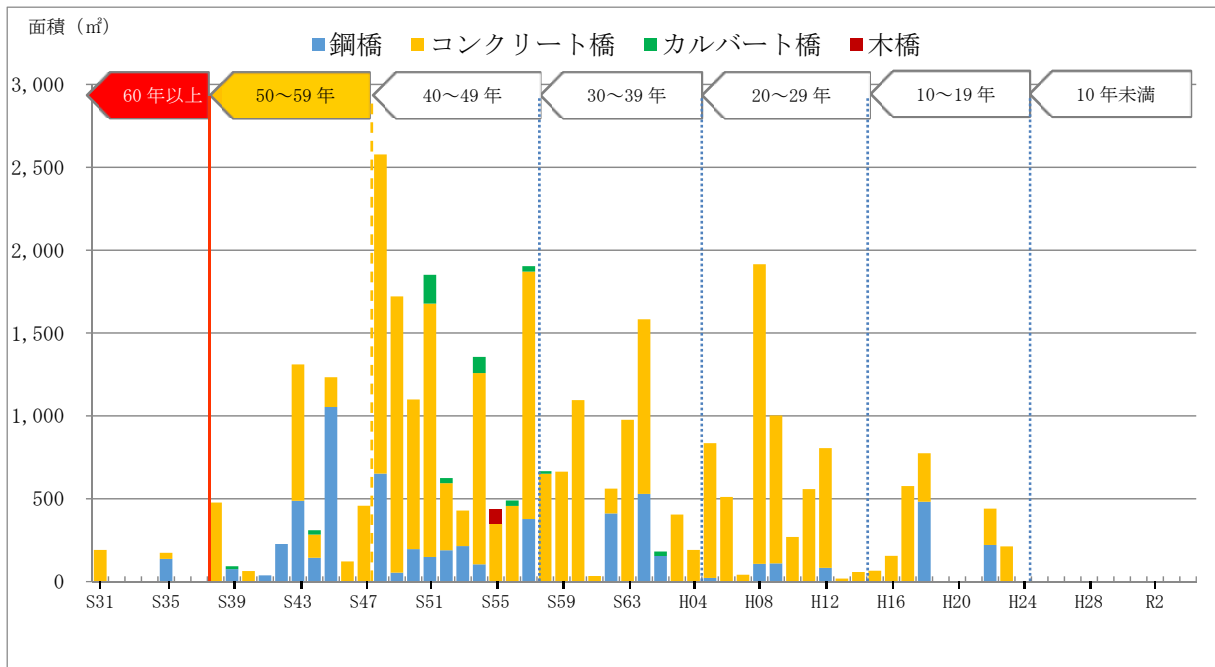


図 3.3.1 年代別橋梁の整備状況 (年代不明を除く。)

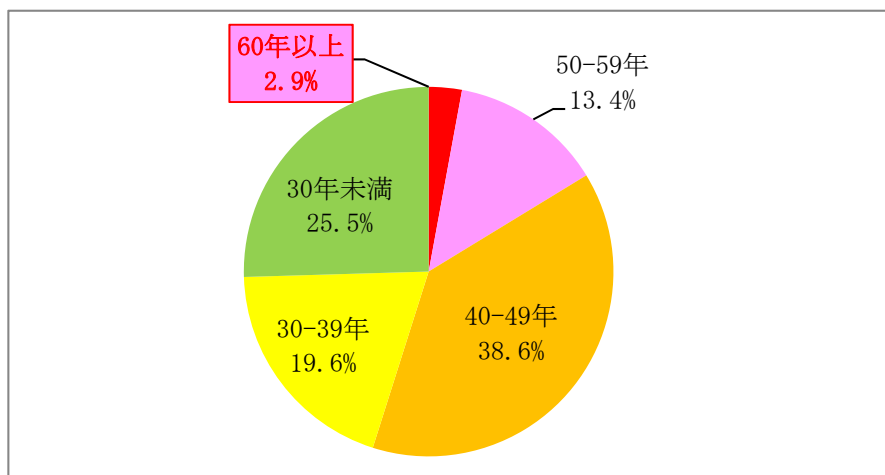


図 3.3.2 橋梁の経過年数別面積 (構成比 年代不明を除く。)



(3) 上水道施設（管路）の整備状況

市の上水道施設（管路）は、総延長約 505,900m（平成 30 年度末現在）を整備しています。  
このうち法定耐用年数（40 年）を超える管路は、全体の 22.8%となり、10 年後には全体の 4 割が法定耐用年数を超過することから、老朽化対策の検討が必要です。

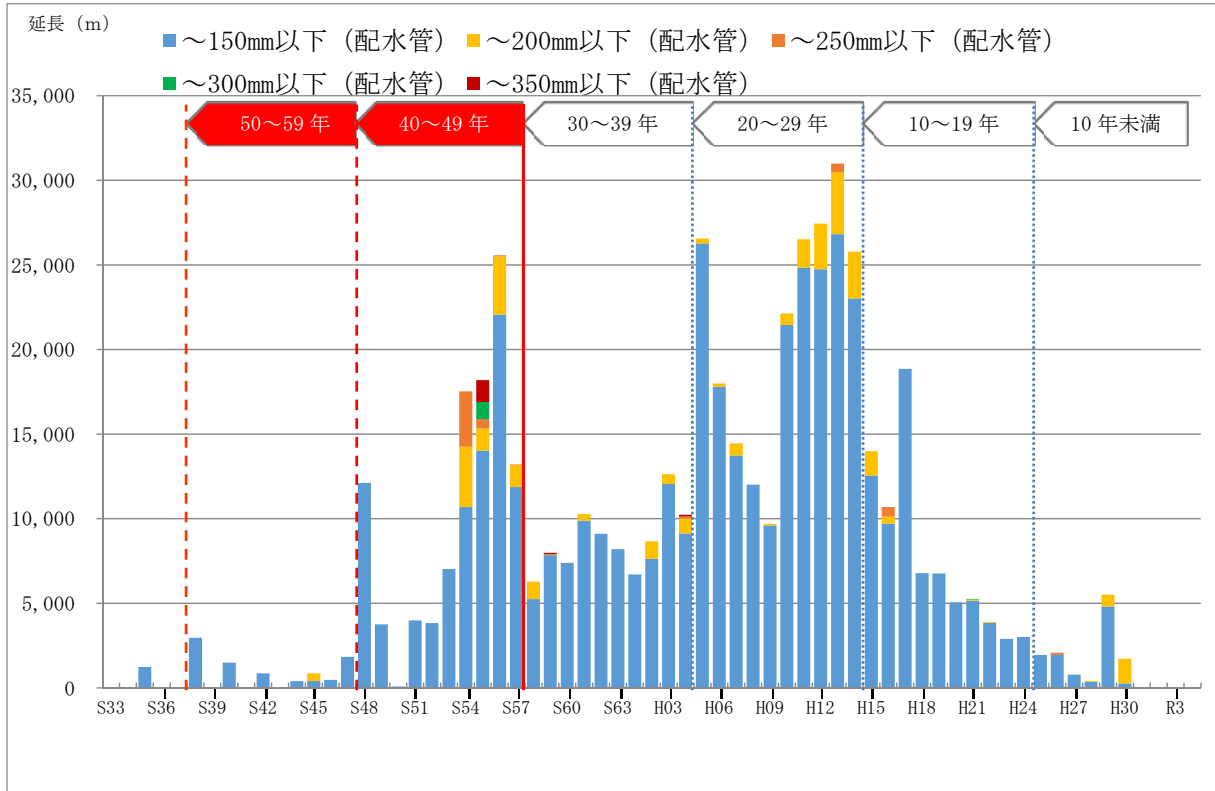


図 3.3.3 年代別上水道施設（管路）の整備状況（管種別 年代不明を除く。）

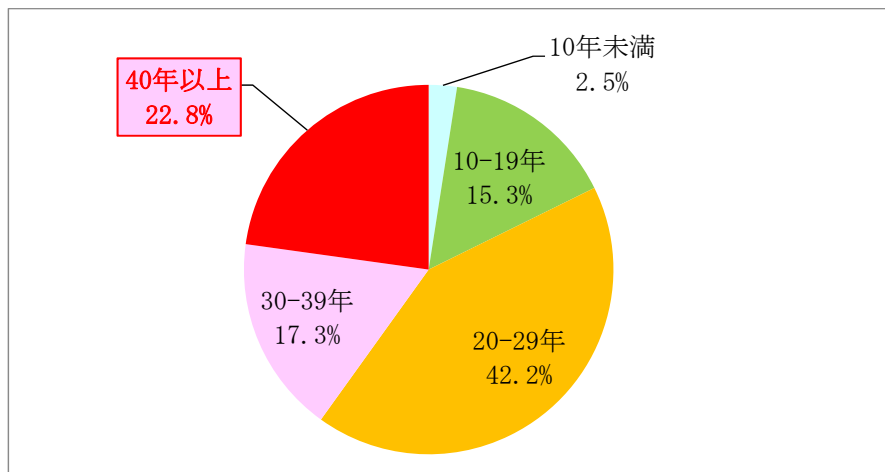


図 3.3.4 上水道施設（管路）の経過年数別延長（構成比 年代不明を除く。）

(4) 下水道等施設（管路）の整備状況

市の下水道等施設（管路）は、総延長約 210,474mを整備しています。

下水道等施設（管路）は、整備後 10～19 年を経過した管路が 59.0%と最も多く、法定耐用年数（50 年）の経過年と比べると比較的新しい施設となっています。

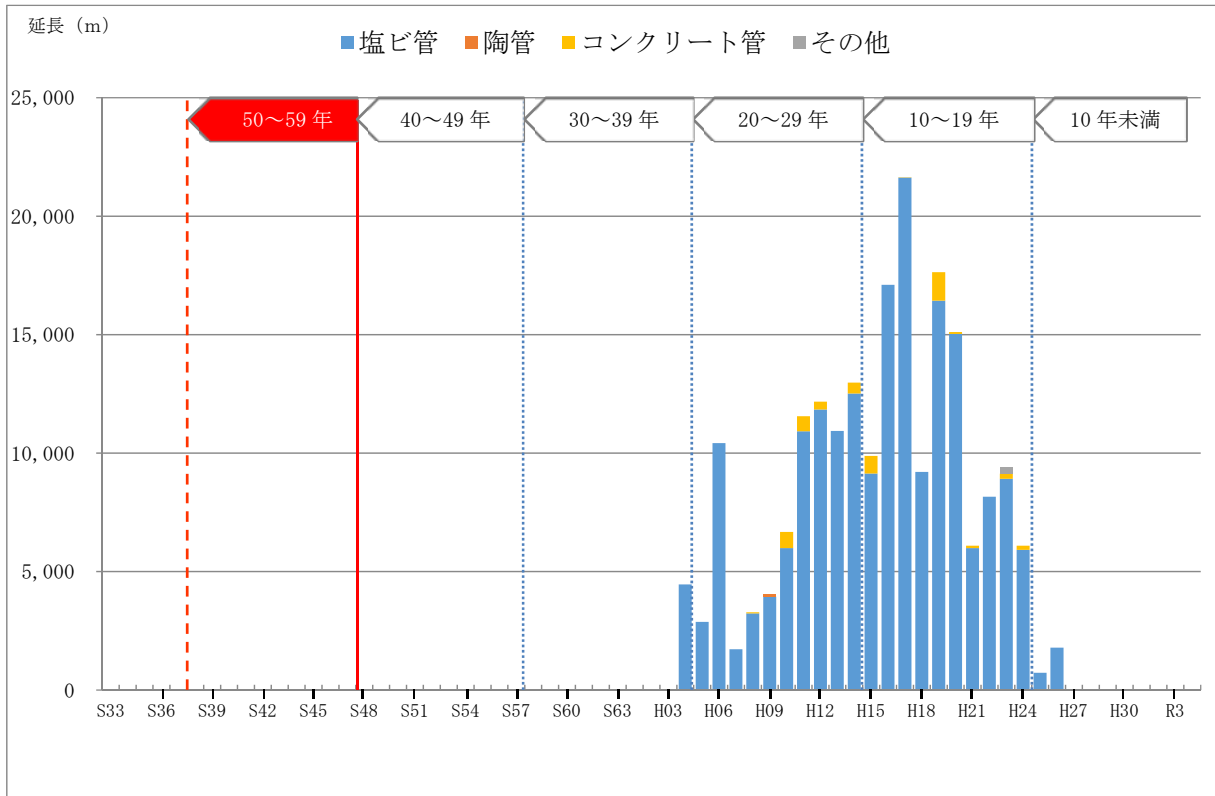


図 3.3.5 年代別下水道等施設（管路）の整備状況（管種別 年代不明を除く。）

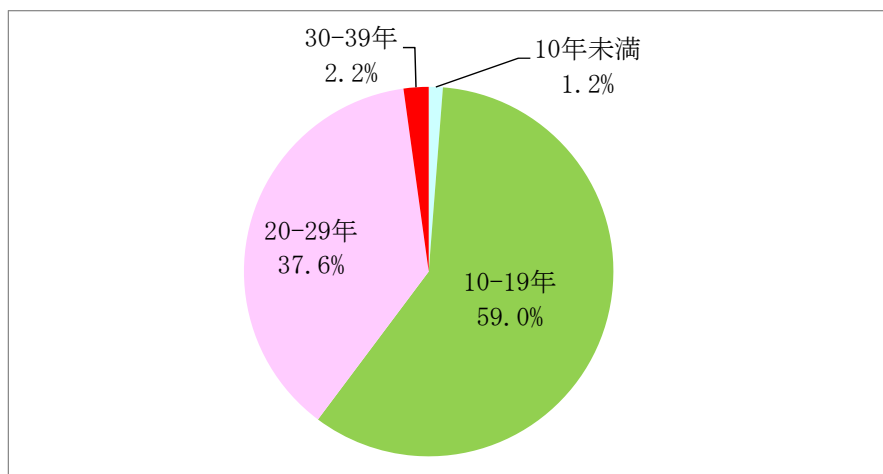


図 3.3.6 下水道等施設（管路）の経過年数別延長（構成比 年代不明を除く。）

(5) インフラ施設（建物）の整備状況

市のインフラ施設（建物）は、大規模改修を必要とする築30年以上経過した施設の延床面積は、上水道施設（建物）で全体の87.2%（2,191.4 m<sup>2</sup>）、下水道等施設（建物）で全体の0.7%（46.0 m<sup>2</sup>）を占めています。

表 3.3.4 インフラ施設（建物）の経過年別延床面積の状況

インフラ施設（建物）	延床面積（m <sup>2</sup> ）	築30年未満（m <sup>2</sup> ）	築30年以上（m <sup>2</sup> ）	築30年以上（率）
上水道施設（建物）	2,514.3	322.9	2,191.4	87.2%
下水道等施設（建物）	6,749.4	6,703.4	46.0	0.7%

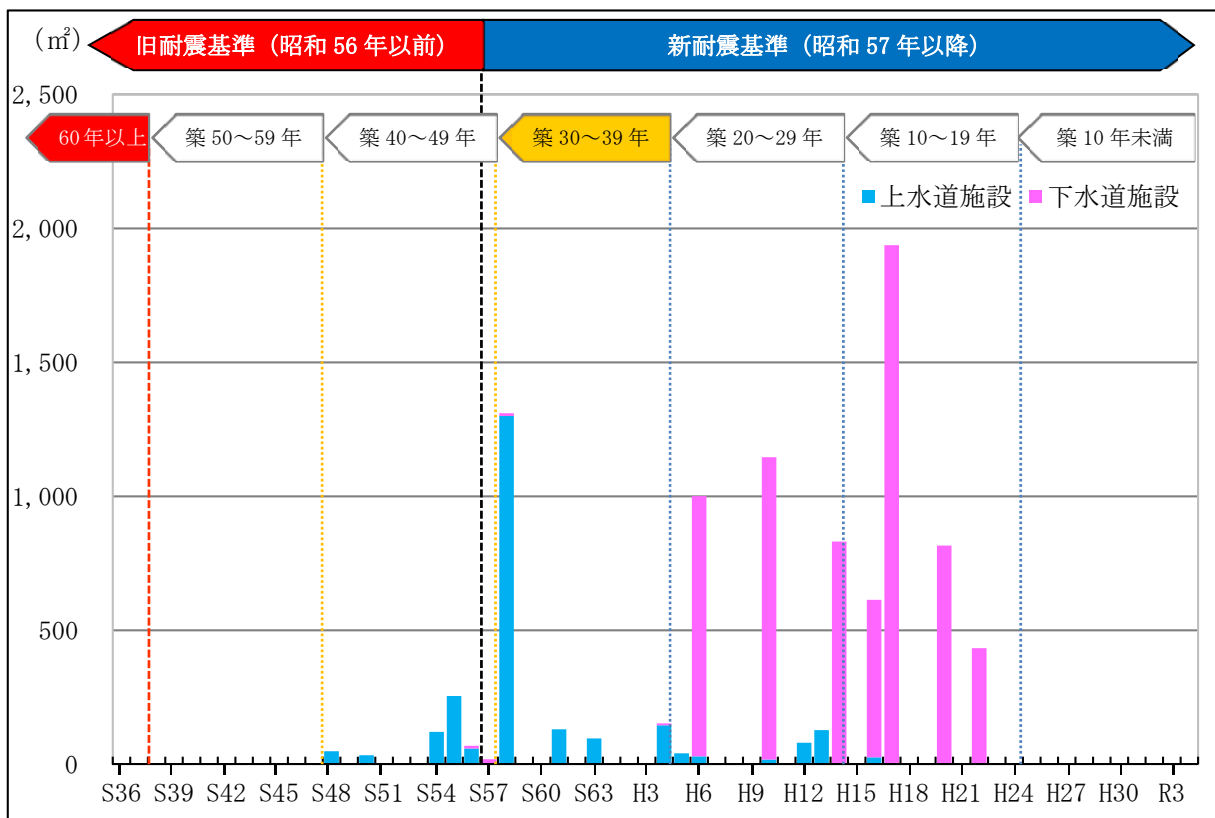


図 3.3.7 建築年別のインフラ施設（建物）の延床面積

## 4. 施設保有量の推移等について

### (1) 過去に行った対策の実績

平成28年度から令和3年度までに工事費1,000万円以上で実施した対策等の実績は、次のとおりです。

表 3.4.1 対策の実績

用途分類	施設名	対策と実施年度	工事費 (千円)
学校教育系施設	大更小学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	68,981
	大更小学校	大更小学校トイレ改修工事(H28)	46,371
	田頭小学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	33,869
	平笠小学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	32,281
	平館小学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	50,431
	平館小学校	平館小学校トイレ改修工事(R2)	70,068
	寺田小学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	34,311
	松野小学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	31,943
	寄木小学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	45,947
	柏台小学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	26,295
	安代小学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	38,986
	田山小学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	34,417
	西根中学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	66,505
	西根第一中学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	35,944
	松尾中学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	42,274
安代中学校	小中学校冷房設備設置工事(R元)	29,364	
スポーツ系施設	松尾テニスコート管理棟	テニスコート砂入人工芝張替工事(H30)	32,586
	ラグビー場	ラグビー場グラウンド芝生床土造成工事 (R元)	117,796
	総合運動公園	総合運動公園管理棟外部改修工事(R2)	25,630
	松尾B&G海洋センター	上屋改修工事(R2)	13,090
観光レクリエーション系施設	安代林業センター	安代林業センター給水給湯配管等修繕工事 (H29)	21,425
	八幡平温泉館森乃湯	森乃湯改修工事(R元)	19,657
	岩手山焼走り国際交流村	岩手山焼走り国際交流村源泉揚湯ポンプ交換工事(R元)	13,219
産業系施設	生産物直売所 (道の駅にしね)	道の駅にしね屋根改修工事(H29)	12,096
医療施設	市立病院	人工透析室等改修工事(R3)	37,044
供給処理施設	清掃センター	ごみ焼却施設基幹的設備改良工事(H29・30)	1,197,016

## (2) 施設保有量の推移

平成 28 年度から令和 3 年度までの施設保有量の推移は、次のとおりです。

表 3.4.2 施設保有量の推移

施設用途	年度	平成 28 年度		令和 3 年度		増減	
		延床面積 (㎡)	棟数	延床面積 (㎡)	棟数	延床面積 (㎡)	棟数
①	行政系施設	30,128.41	92	26,645.87	87	-3,482.54	-5
②	市営住宅	23,841.71	63	24,394.61	66	552.90	3
③	子育て支援系施設	4,613.59	14	5,948.98	14	1,335.39	0
④	学校教育系施設	60,495.41	97	60,045.85	97	-449.56	0
⑤	社会教育系施設	1,918.00	3	3,120.87	7	1,202.87	4
⑥	スポーツ系施設	22,353.08	50	22,835.99	55	482.91	5
⑦	観光レクリエーション系施設	11,402.79	43	11,040.64	33	-362.15	-10
⑧	福祉系施設	3,428.03	8	4,143.23	9	715.20	1
⑨	市民文化系施設	19,897.08	50	20,269.23	47	372.15	-3
⑩	産業系施設	18,027.77	48	34,394.39	63	16,366.62	15
⑪	医療施設	5,000.70	13	11,603.18	15	6,602.48	2
⑫	公園施設	1,421.30	18	1,530.36	15	109.06	-3
⑬	供給処理施設	7,611.96	10	6,664.48	5	-947.48	-5
⑭	その他施設	19,478.38	67	17,452.53	71	-2,025.85	4
合計		229,618.21	576	250,090.21	584	20,472.00	8

## 第4章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な費用の見込み

### 1. 公共施設等の投資的経費の内訳

現在、市が保有している公共施設等について、将来もそのまま保有し続けるために必要となる費用を試算します。

公共施設（建物・インフラ）の維持管理・更新等に係る費用算定に必要な単価、施設の耐用年数、積み残しの処理方法等については、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）一般財団法人自治総合センター」を準用します。

#### （1）投資的経費の状況

公共施設（建物・インフラ）の維持管理・更新等に係る費用については、将来の公共施設等の更新費用の見通しを比較する上で、これまでの投資的経費（既存更新額・新規整備額・用地取得額）の状況を整理しました。

投資的経費は、一般会計及び企業会計（病院事業会計を除く）による費用の推移から今後の施設の維持管理・更新等に係る費用を計上します。

投資的経費の内訳は、以下のとおりです。

- ・ 既存更新額は、既存の公共施設及びインフラ資産を更新・改修するための経費
- ・ 新規整備額は、新規の公共施設・インフラ資産を建設・整備するための経費
- ・ 用地取得額は、公共施設及びインフラ資産を建設・整備するための用地取得に係る経費

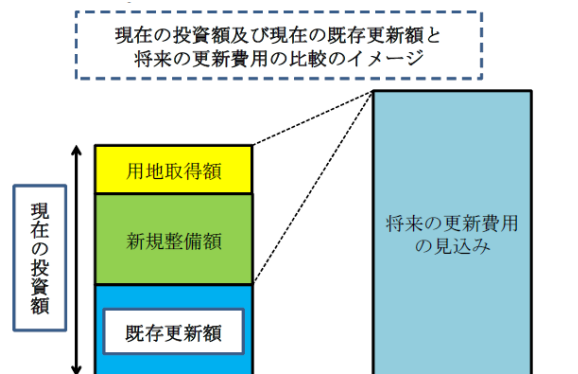


図 4.1.1 将来の更新費用の比較イメージ

資料：総務省\_公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成24年3月）

公共施設（建物）は、道路・橋梁を除く一般会計による投資的経費を整理し、インフラ資産（道路・橋梁・上水道・下水道）は、一般会計の道路・橋梁に係る投資的経費と、企業会計の上水道・下水道に係る投資的経費をそれぞれ過去5年間の推移で次に整理しました。

1) 公共施設（一般会計）の投資的経費の状況

令和3年度の投資的経費は約39.1億円で、そのうち公共施設（建物）の投資的経費は約26.9億円となっています。令和3年度は、繁殖育成センター等の新規建設事業により大幅に増えています。

また、過去5年間の投資的経費（一般会計）の平均をみると、公共施設（建物）は年平均約15.3億円となっています。

表 4.1.1 投資的経費（建物）の推移（千円）

区分 \ 年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	5年間の平均
一般会計合計	4,089,844	4,290,075	2,989,600	2,928,949	3,907,650	3,641,224
うち建物	974,498	1,499,195	1,022,490	1,443,775	2,689,428	1,525,877

資料 平成29～令和3年度 市地方財政状況調査（一般会計）

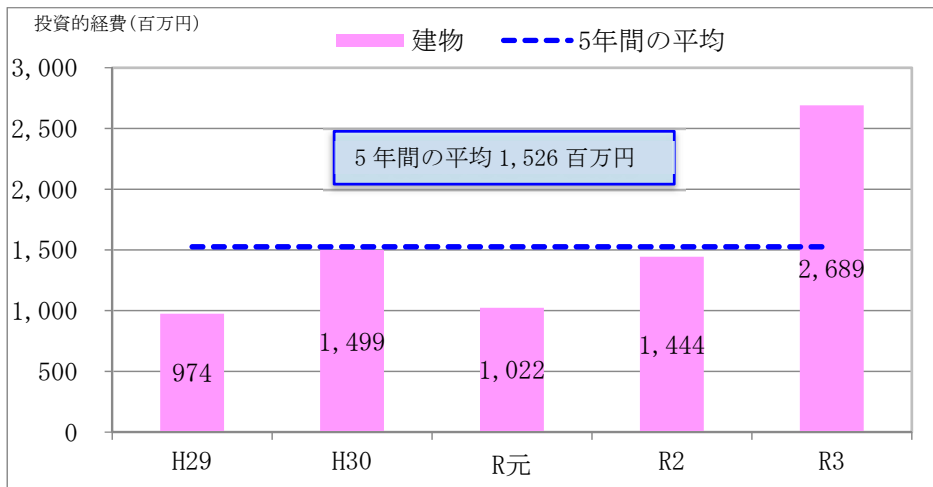


図 4.1.2 公共施設（建物）の投資的経費の推移

※図内の数値は四捨五入処理しています。

表 4.1.2 投資的経費（道路・橋梁）の推移（千円）

区分 \ 年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	5年間の平均
うち道路・橋梁	2,005,400	695,269	1,055,623	1,036,062	811,421	1,120,755

資料 平成29～令和3年度 市地方財政状況調査（一般会計）

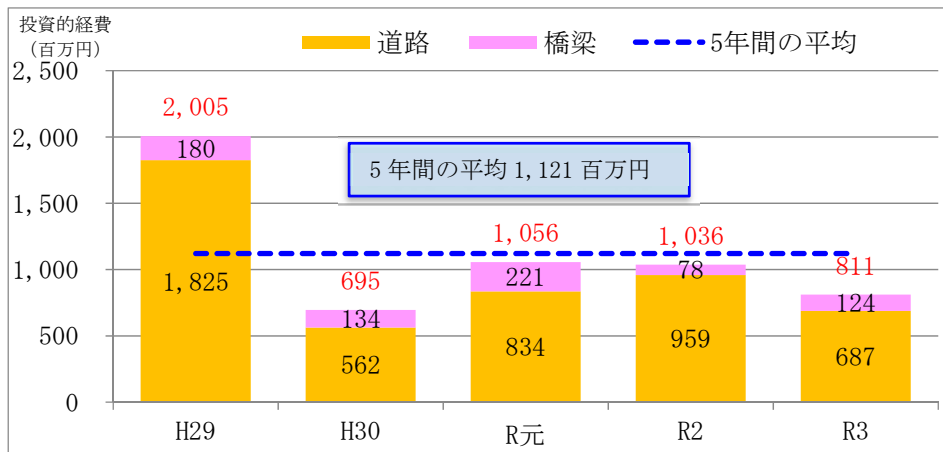


図 4.1.3 公共施設（道路・橋梁）の投資的経費の推移

※図内の数値は四捨五入処理しています。

2) インフラ資産の投資的経費の状況

令和3年度の市の上下水道（企業会計）を含めたインフラ資産の投資的経費の合計は約12.5億円で、過去5年間の費用は年平均約15.8億円となっています。

表 4.1.3 インフラ資産の投資的経費の推移（千円）

区分	年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	5年間の平均
①道路		1,825,068	561,662	834,434	958,526	687,359	973,410
②橋梁		180,332	133,607	221,189	77,536	124,062	147,345
③上水道		175,695	236,972	265,290	220,935	236,558	227,090
④下水道		200,876	275,053	267,587	224,341	203,866	234,345
合計		2,381,971	1,207,294	1,588,500	1,481,338	1,251,845	1,582,190

資料 平成29～令和3年度 市地方財政状況調査（一般会計，企業会計）

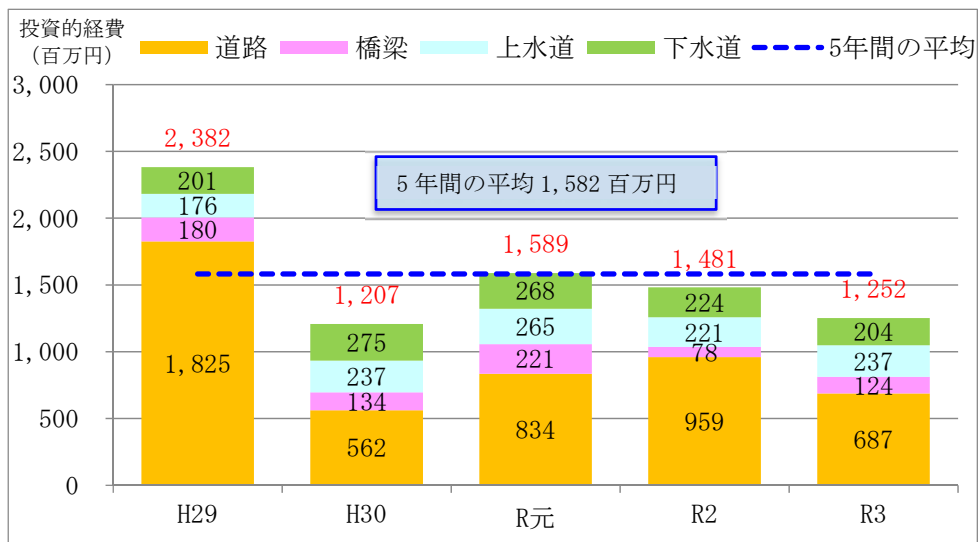


図 4.1.4 インフラ資産の投資的経費の推移

※図内の数値は四捨五入等の端数処理をしています。



## 2. 公共施設（建物）の維持管理・更新等に係る費用の算定及び見直し

概算事業費と効果額について、以下の試算方法に基づき、全ての施設を現状維持した場合（従来型）の概算事業費と、本計画を実施した場合（長寿命化型）の40年間の概算事業費及び効果額を試算しました。

なお、施設の方向性が継続または検討となっている施設については、原則、長寿命化の大規模改修を行い、耐用年数を超えた利用を目指した上で建替えを行うものとして試算していますが、本計画は定期的に見直しを行うこととし、施設の方向性を見直した場合は、当該施設に係る再試算を行うこととします。

### （1）概算事業費（従来型）の試算

#### 1) 概算事業費試算の前提

本計画における公共施設等の将来の更新に係る概算事業費について、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」に基づき試算します。

#### 2) 概算事業費の試算方法

概算事業費試算に係る耐用年数・単価などの各項目は、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」に示されている考え方にに基づき設定します。

#### ①建替え費用の考え方

全ての施設を同規模で建替えるものとして、将来的にかかる更新費用を以下の考え方にに基づき試算します。

#### ア) 建替え時期

施設の種類や建物構造によらず、公共施設の標準的な耐用年数とされる60年と設定します。

《参考1-1》「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」【抜粋】

### （3）耐用年数・更新の考え方

#### ① 公共施設【前段】

公共施設等の建築物については、建替え及び改修のシナリオとして（i）50年、（ii）60年、（iii）80年で建替えの3パターンで更新費用を試算したところ、±10%の範囲であり、この区別による差は大きくないため、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる（ii）60年を採用することとする。

イ) 建替え単価の設定

施設分類別の建替え単価は、建物構造によらず、次のとおりとします。

表 4.2.1 施設分類別の建替え単価

施設分類	建替え単価 (万円/㎡)
①行政系施設	40
②市営住宅	28
③子育て支援系施設	33
④学校教育系施設	33
⑤社会教育系施設	40
⑥スポーツ系施設	36
⑦観光レクリエーション系施設	36
⑧福祉系施設	36
⑨市民文化系施設	40
⑩産業系施設	40
⑪医療施設	40
⑫公園施設	33
⑬供給処理施設	36
⑭その他施設	36

《参考 1 - 2》「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」【抜粋】

(5) 更新単価の設定の考え方

① 公共施設等の建築物【前段】

公共施設等の建築物の種類ごとの更新（建替え）の単価については、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に4段階の単価を設定する。この単価は、落札価格ではなく、予定価格又は設計価格を想定して設定している。

(参考) 更新（建替え）及び大規模改修の単価

更新（建替え）	
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36 万円/㎡
学校教育系、子育て支援系施設等	33 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡

## ウ) 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないよう、建替え期間を3年と設定します。

## エ) 建替え費用の計算

上記「ア) 建替え時期」で設定した耐用年数60年に基づき、建替え事業の着手（設計）を59年目、施工開始を60年目、施工完了を61年目と設定します。

年間の費用は、建替え期間の3年に均等に配分した額とします。

《計算例》

※ 行政系施設 延床面積（3,000 m<sup>2</sup>）、建替え単価（40 万円/m<sup>2</sup>）の場合

概算事業費＝3,000 m<sup>2</sup>×40 万円/m<sup>2</sup>＝12 億円、年間費用＝12 億円÷3年＝4 億円/年

## オ) 建替え積み残し

積み残しとは、既に建替え時期が到来しているものの、建替えに着手していない状態をいいます。これらの施設は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」において「耐用年数が既に経過している公共施設等については、試算した年度から5年間で均等に更新すると仮定することとする」とされていますが、耐用年数経過施設が多く、経費の平準化を図るため、本計画では令和3年度から10年間で実施するものと仮定して試算します。年間の費用は、10年に均等に配分した額とします。

## ②大規模改修費用の考え方

## ア) 大規模改修時期

大規模改修の時期は、建替えと同様に施設の種類や建物構造によらず、公共施設の標準的な耐用年数とされる60年の中間である30年目に実施するものと仮定して試算します。ただし、そのうち令和3年度から10年以内に建替え時期が到来する施設については、大規模改修を実施しないものとします。

《参考1-3》「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」【抜粋】

## (3) 耐用年数・更新の考え方

## ① 公共施設【後段】

建築物の耐用年数は60年と仮定するが、建物付属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから2回目の改修である建設後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建替えると仮定する。建築時より51年以上を経ているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定する。

イ) 大規模改修単価の設定

施設分類別の大規模改修単価は、建物構造によらず、次のとおりとします。

表 4.2.2 施設分類別の大規模改修単価

施設分類	大規模改修単価 (万円/㎡)
①行政系施設	25
②市営住宅	17
③子育て支援系施設	17
④学校教育系施設	17
⑤社会教育系施設	25
⑥スポーツ系施設	20
⑦観光レクリエーション系施設	20
⑧福祉系施設	20
⑨市民文化系施設	25
⑩産業系施設	25
⑪医療施設	25
⑫公園施設	17
⑬供給処理施設	20
⑭その他施設	20

《参考 1 - 4》「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」【抜粋】

(5) 更新単価の設定の考え方

① 公共施設等の建築物【後段】

なお、大規模改修の単価は、通常建替えの5~6割であるが、本試算では6割と想定し、この想定単価を設定する。

(参考) 更新(建替え)及び大規模改修の単価

大規模改修	
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	20 万円/㎡
学校教育系、子育て支援系施設等	17 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡

ウ) 改修期間

大規模改修の期間は、設計と施工の2年とし、費用は均等配分とします。

## エ) 改修費用の計算

上記「ア) 大規模改修時期」で設定した 30 年に基づき、事業の着手（設計）を 29 年目、施工を 30 年目と設定します。費用は、大規模改修期間の 2 年に均等に配分した額とします。

《計算例》

※ 行政系施設 延床面積（2,000 m<sup>2</sup>）、大規模改修単価（25 万円/m<sup>2</sup>）の場合

概算事業費＝2,000 m<sup>2</sup>×25 万円/m<sup>2</sup>＝5 億円、年間費用＝5 億円÷2 年＝2.5 億円/年

## オ) 修繕積み残し

既に、大規模改修時期（建築後 30 年）を経過している施設については、建替えと同様に、経費の平準化を図るため、令和 3 年度から 10 年間で実施するものと仮定して試算します。ただし、建築時より 50 年以上を経ているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は試算に含めず、60 年を目途に建替え試算を行います。年間の費用は、10 年に均等配分した額とします。

## 3) 概算事業費（従来型）の試算結果

施設分類別の令和 3 年度から令和 42 年度までの 40 年間の試算結果は次のとおりです。

表 4.2.3 概算事業費（従来型）の試算結果（千円）

施設分類	大規模改修費用	建替え費用	計
行政系施設	6,637,189	6,648,822	13,286,011
市営住宅	4,045,101	6,314,080	10,359,181
子育て支援系施設	1,011,194	1,183,513	2,194,707
学校教育系施設	8,253,959	17,894,372	26,148,331
社会教育系施設	780,268	1,248,428	2,028,696
スポーツ系施設	4,477,016	6,074,649	10,551,665
観光レクリエーション施設	2,208,128	3,831,715	6,039,843
福祉系施設	828,646	1,491,563	2,320,209
市民文化系施設	4,793,753	5,882,792	10,676,545
産業系施設	8,250,032	6,866,860	15,116,892
医療施設	2,900,796	1,954,336	4,855,132
公園施設	260,161	505,019	765,180
供給処理施設	1,332,896	2,245,630	3,578,526
その他施設	2,246,152	5,732,488	7,978,640
合計	48,025,290	67,874,267	115,899,557

※ 各数値は、小数以下を四捨五入しているため、表中の合計と合わない場合があります。

## (2) 公共施設（建物）の維持管理・更新等に係る費用の見通し

公共施設（建物）の更新等に係る費用は、今後 40 年間で約 1,159 億円、年間平均約 29 億円が必要となる見通しです。

公共施設（建物）に係る過去 5 年の投資的経費の平均額を今後も施設の更新等に全て充てると、年間約 13.7 億円が不足し、約 1.9 倍の費用が必要となります。

- 直近 5 年間の投資的経費：年平均 15.3 億円
- 年更新費用：29 億円（40 年間総額 1,159 億円／40 年間）
- 年平均＝15.3 億円 － 29 億円＝ -13.7 億円

## (3) 概算事業費（長寿命化型）の試算

### 1) 概算事業費試算（長寿命化型）の期間

八幡平市公共施設再編計画との整合性を図るため、従来型と同様に令和 3 年度から令和 42 年度までの 40 年間とします。

### 2) 長寿命化型の考え方

各施設の現状と課題を踏まえ、施設保有量の適正化に加えて以下の視点にも留意しつつ、各施設の今後の方針について検討を行います。

#### ① まちづくりの施策における公共施設の役割

八幡平市総合計画に掲げるまちづくりの施策を実現するための公共施設の役割とその取り組み状況を明確にします。

#### ② 市民サービスの低下をさせない

その施設のサービスが義務的なものか、市民によって必要性が異なるものか、などを分類し、市民生活における優先度を考慮します。

#### ③ 施設を使い切る

今後も使用可能な施設は、大規模な改修が必要となるまで使い切り、中でも、「必要性」や「有効性」が高い施設で今後も使用可能な施設は、予防保全を含む計画的な改修を行って長寿命化を図り、耐用年数を超えて使用します。

#### ④ 多様な管理運営手法の検討

施設のサービス提供や管理運営体制について、施設の性質に応じて、直営管理、民間委託（指定管理を含む。）、地域による自主管理、民営化などの手法を検討します。

以上より、各施設を評価し今後の取り扱いの方向性について決めました。

## 3) 概算事業費（長寿命化型）の試算結果

施設分類別の令和3年度から令和42年度までの40年間の試算結果は次のとおりです。

表 4.2.4 概算事業費（長寿命化型）の試算結果（千円）

施設分類	長寿命化改修 大規模改修費用	建替え費用	計
行政系施設	6,497,383	6,396,518	12,893,901
市営住宅	4,020,866	6,274,163	10,295,029
子育て支援系施設	950,380	1,183,513	2,133,893
学校教育系施設	8,092,323	17,582,483	25,674,806
社会教育系施設	780,268	1,248,428	2,028,696
スポーツ系施設	3,810,196	4,874,373	8,684,569
観光レクリエーション施設	2,137,740	3,705,017	5,842,757
福祉系施設	828,646	1,491,563	2,320,209
市民文化系施設	4,036,584	4,842,872	8,879,456
産業系施設	6,900,984	4,708,384	11,609,368
医療施設	2,079,696	640,576	2,720,272
公園施設	260,161	505,019	765,180
供給処理施設	1,332,896	2,245,630	3,578,526
その他施設	1,494,360	2,640,758	4,135,118
合計	43,222,482	58,339,297	101,561,779

※ 各数値は、小数以下を四捨五入しているため、表中の合計と合わない場合があります。

## (4) 公共施設（建物）の長寿命化を実施した場合の維持管理・更新等に係る費用の見通し

公共施設（建物）の長寿命化を実施した場合の更新等に係る費用は、今後40年間で約1,015.6億円、年間平均約25.4億円が必要となる見通しです。

公共施設（建物）に係る過去5年の投資的経費の平均額を今後も施設の更新等に全て充てると、年間約10.1億円が不足し、約1.7倍の費用が必要となります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○直近5年間の投資的経費：年平均15.3億円</li> <li>○年更新費用：25.4億円（40年間総額1,015.6億円／40年間）</li> <li>○年平均＝15.3億円－25.4億円＝-10.1億円</li> </ul> |
|---|

### 3. インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用の算定

インフラ資産（道路・橋梁・上水道・下水道）の維持管理・更新等に係る費用算定に必要な条件は、総務省が公表する「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」（平成23年3月）に基づき設定します。

以下の項目について、建替えの場合と大規模修繕の場合について、それぞれ設定します。

- インフラ資産の耐用年数
- インフラ資産の更新に係る単価
- インフラ資産の積み残しの処理方法

なお、更新費用算定の対象は、インフラ資産の道路・橋梁の面積、上水道・下水道等の管路延長による概算の費用を推計しており、建物と同様に付属する電気設備等、照明等の工作物、グラウンド等の土地については、本試算の対象から除いています。

#### （1）道路の費用算定

道路は路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年度別に把握することが困難です。このため、現在の整備面積を耐用年数で除した面積を年間の更新量と仮定します。

##### 1) 道路の更新単価

過年度の市の道路舗装工事実績による舗装事業費を舗装面積で除した値を採用します。

表 4.3.1 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路の舗装	4,700 円/m <sup>2</sup>

##### 2) 道路の更新年度（耐用年数）

舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ、道路の耐用年数を15年と仮定します。

#### （2）橋梁の費用算定

橋梁については、更新年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、構造別・年度別整備面積に、それぞれの更新単価を乗じて費用を算定します。

##### 1) 橋梁の更新単価

橋梁の更新単価は、道路橋の工事実績（道路橋年報）より、以下の構造別の面積に対して更新単価を乗じて算定します。



表 4.3.2 橋梁の更新単価

分類	対象施設	単価
橋梁	PC橋（プレストレスト・コンクリート）	425,000 円/m <sup>2</sup>
	RC橋・その他	
	鋼橋	500,000 円/m <sup>2</sup>

※PC橋：コンクリート部材の外部にPC鋼材を配置して、これを緊張することにより部材断面にプレストレスを与える構造

RC橋：コンクリートは圧縮力に強い反面、引張力に弱い特徴があるため、引張力に強い鉄筋で補強した構造

## 2) 橋梁の更新年度（耐用年数）

橋梁の更新年数は、法定耐用年数の60年とします。

## (3) 上水道施設の費用算定

上水道施設（管路）は、整備した年度から法定耐用年数を経た年度に更新し、上水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設（建物）の更新年数と同じ年数に更新すると仮定します。

### 1) 上水道施設の更新単価

上水道施設（管路）の更新単価は、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（H20.9）」における管路の費用関数により、送水管及び配水管に分類して、次の表のように管径別単価を設定します。

表 4.3.3 上水道の更新単価

分類	対象施設	単価
上水道 導水管及び送水管	300 mm未満	100,000 円/m
	300～500 mm未満	114,000 円/m
上水道 配水管	50 mm未満	97,000 円/m
	50～75 mm未満	97,000 円/m
	75～100 mm未満	97,000 円/m
	100～125 mm未満	97,000 円/m
	125～150 mm未満	97,000 円/m
	150～200 mm未満	100,000 円/m
	200～250 mm未満	103,000 円/m
	250～300 mm未満	106,000 円/m
	300～350 mm未満	111,000 円/m
	350～400 mm未満	116,000 円/m

2) 上水道施設（管路）の更新年度（耐用年数）

上水道施設（管路）の更新年数は、法定耐用年数の40年とします。

**(4) 下水道等施設の費用算定**

下水道等施設（管路）は、整備した年度から法定耐用年数を経た年度に更新し、下水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設（建物）の更新年数と同じ年数に更新すると仮定します。

1) 下水道等施設（管路）の更新単価

下水道等施設（管路）の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」において設定されている更生工法を前提とした管径別の単価（下表）を使用します。

表 4.3.4 下水道等の管径別更新単価

分類	対象施設	単価
下水道等 管径別	250 mm以下	61,000 円/m
	251～500 mm	116,000 円/m
	501～1000 mm	295,000 円/m

2) 下水道等施設（管路）の更新年度（耐用年数）

下水道等施設（管路）の更新年数は、法定耐用年数の50年とします。

(参照)

表 4.3.5 更新等に係る費用算定の考え方

区分	更新の考え方
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築年ごとの用途別の面積×更新単価</li> <li>・ 大規模改修は建築年から30年ごとに更新（改修期間2年間）</li> <li>・ 建替えは建築年から60年ごとに更新（建替え期間3年間）</li> </ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全整備面積を15年の更新年数で割った1年間の舗装更新面積×更新単価</li> <li>・ 道路舗装部の耐用年数の15年ごとに更新</li> </ul>
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備年度ごとの構造別の面積×更新単価</li> <li>・ 橋梁の更新年数は法定耐用年数の60年ごとに更新</li> </ul>
上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備年度ごとの管種別管径別の延長×更新単価</li> <li>・ 上水道の管路の耐用年数の40年ごとに更新</li> </ul>
下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備年度ごとの管種別管径別の延長×更新単価</li> <li>・ 上水道の管路の耐用年数の50年ごとに更新</li> </ul>

## 4. インフラ資産の更新等に係る費用の見通し

### (1) 道路の更新等（従来型）に係る費用の見通し

#### 【計算条件】

- ・長寿命化計画（個別施設計画）により試算された計画期間（附属物：R5～R44）の費用を採用します。
- ・道路舗装部の更新は、耐用年数（15年）を基に、舗装補修単価で試算します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しません。

#### 【試算結果】

- 直近5年間の投資的経費：年平均 9.7 億円
- 年更新費用：16.9 億円（40年間総額 675.7 億円／40年間）
- 年平均＝9.7 億円 - 16.9 億円 = -7.2 億円

これまで実際に支出してきた投資的経費の額で推移すると仮定した場合、今後、道路の改良等に年間当たり、7.2 億円が不足します。

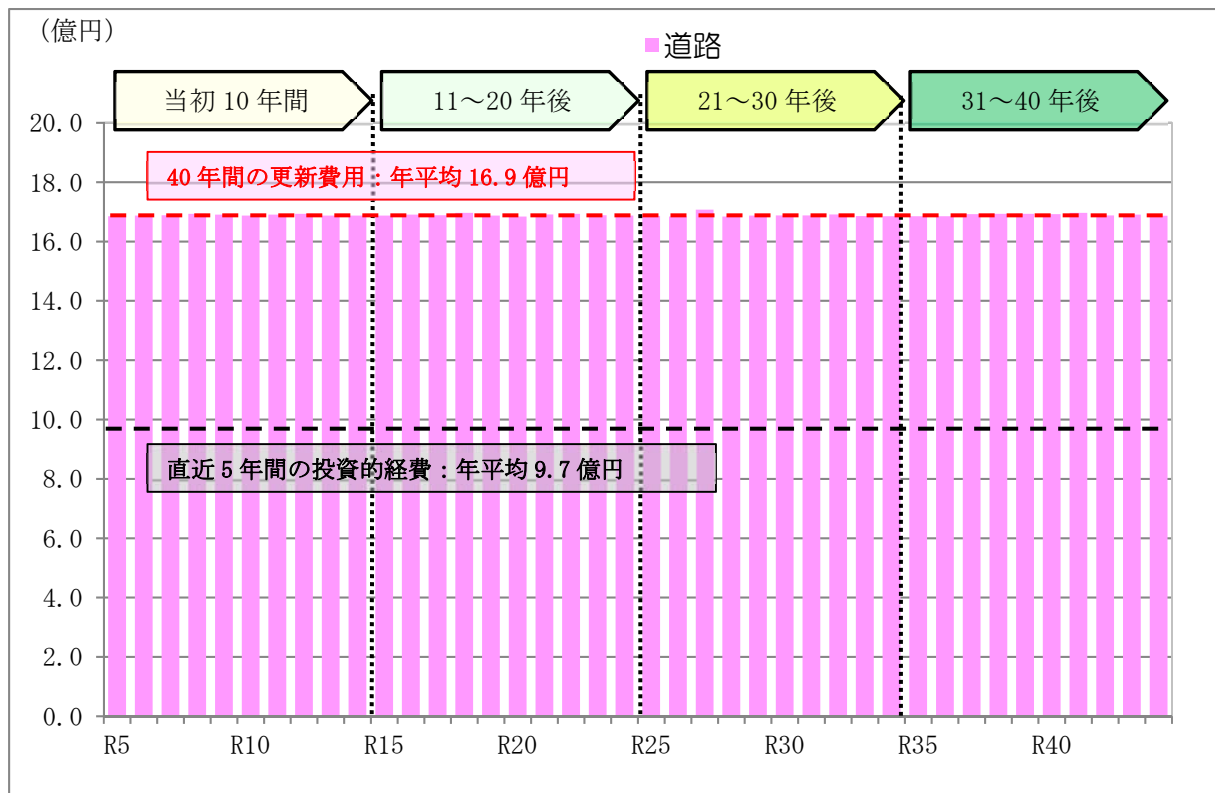


図 4.4.1 今後 40 年間に要する更新等費用の見込み（道路）

## (2) 橋梁の更新等（従来型）に係る費用の見通し

### 【計算条件】

- ・ 橋梁の更新は、法定耐用年数（60年）を基に、道路橋の更新単価で試算します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

### 【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均 1.5 億円

○年更新費用：3.4 億円（40年間総額 137.3 億円／40年間）

○年平均=1.5 億円 - 3.4 億円 = -1.9 億円

これまで実際に支出してきた投資的経費の額で推移すると仮定した場合、橋梁の改良等に年間当たり、1.9 億円が不足します。

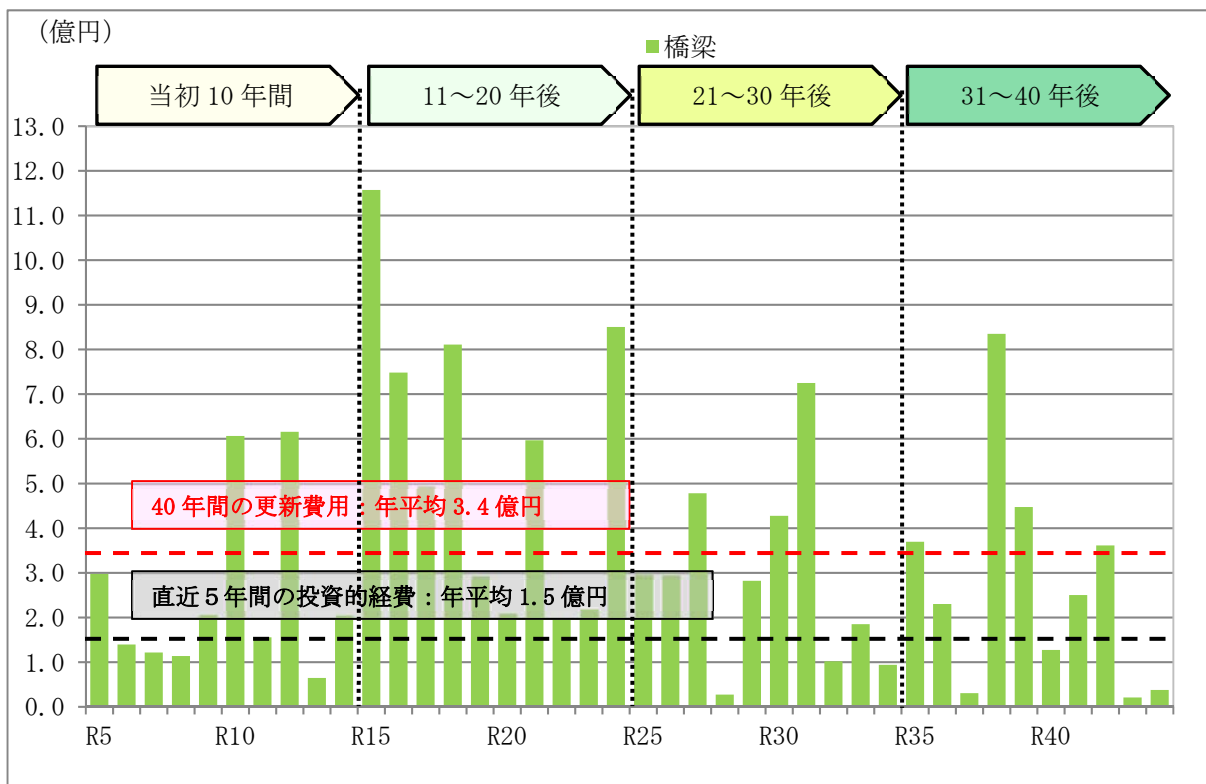


図 4.4.2 今後 40 年間に要する更新等費用の見込み（橋梁）

(3) 上水道施設の更新等（従来型）に係る費用の見通し

【計算条件】

- ・ 布設替えは、法定耐用年数（40年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・ 上水道（建物）は、大規模改修（30年）、建替え（60年）更新試算します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しません。

【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均 2.3 億円

○年更新費用：12.7 億円（40年間総額 506.2 億円／40年間）

○年平均＝2.3 億円 - 12.7 億円＝ -10.4 億円

これまで実際に支出してきた投資的経費の額で推移すると仮定した場合、今後、上水道施設の改良等に年間当たり、10.4 億円が不足します。

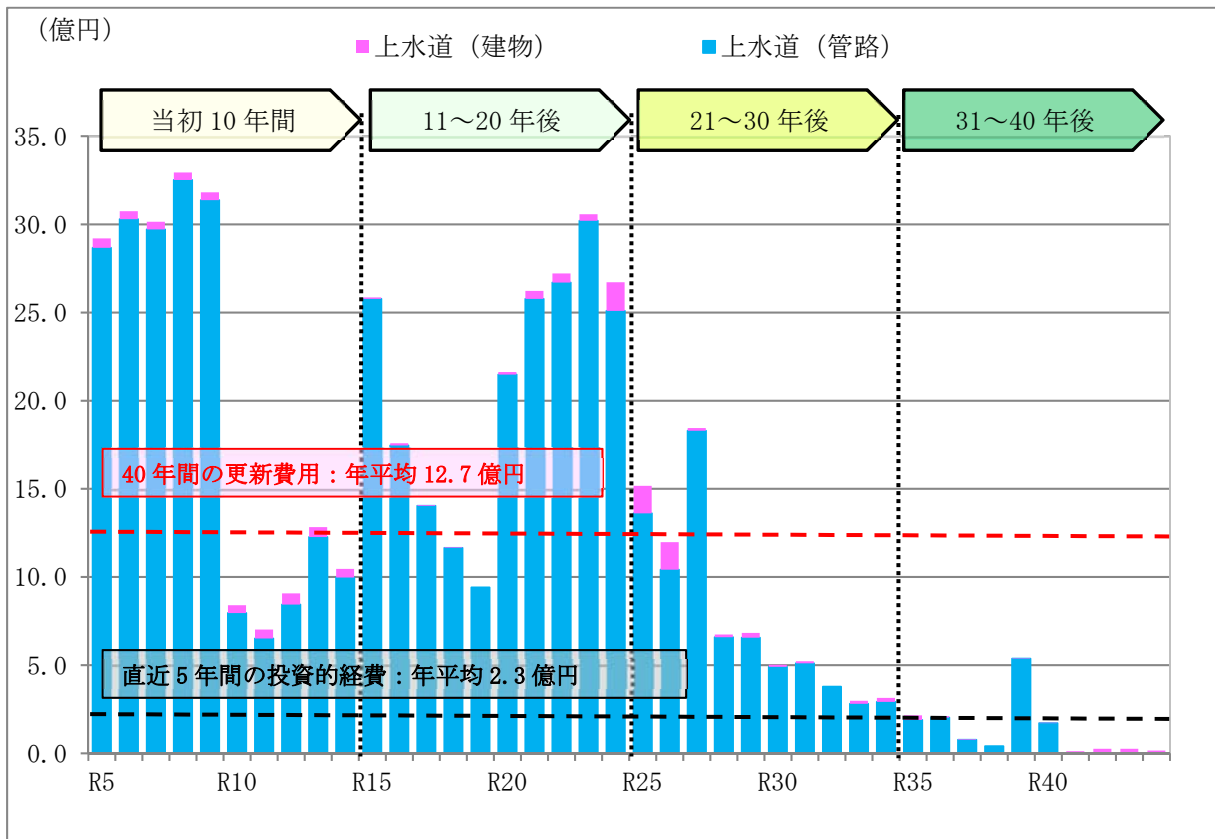


図 4.4.3 今後40年間に要する更新等費用の見込み（上水道）

(4) 下水道等施設の更新等（従来型）に係る費用の見通し

【計算条件】

- ・ 布設替えは、法定耐用年数（50年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・ 下水道等施設（建物）は、大規模改修（30年）、建替え（60年）更新試算します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しません。

【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均 2.3 億円

○年更新費用：3.8 億円（40年間総額 153.7 億円／40年間）

○年平均=2.3 億円 - 3.8 億円 = -1.5 億円

これまで実際に支出してきた投資的経費の額で推移すると仮定した場合、今後、下水道等施設の改良等に年間当たり、1.5 億円が不足します。

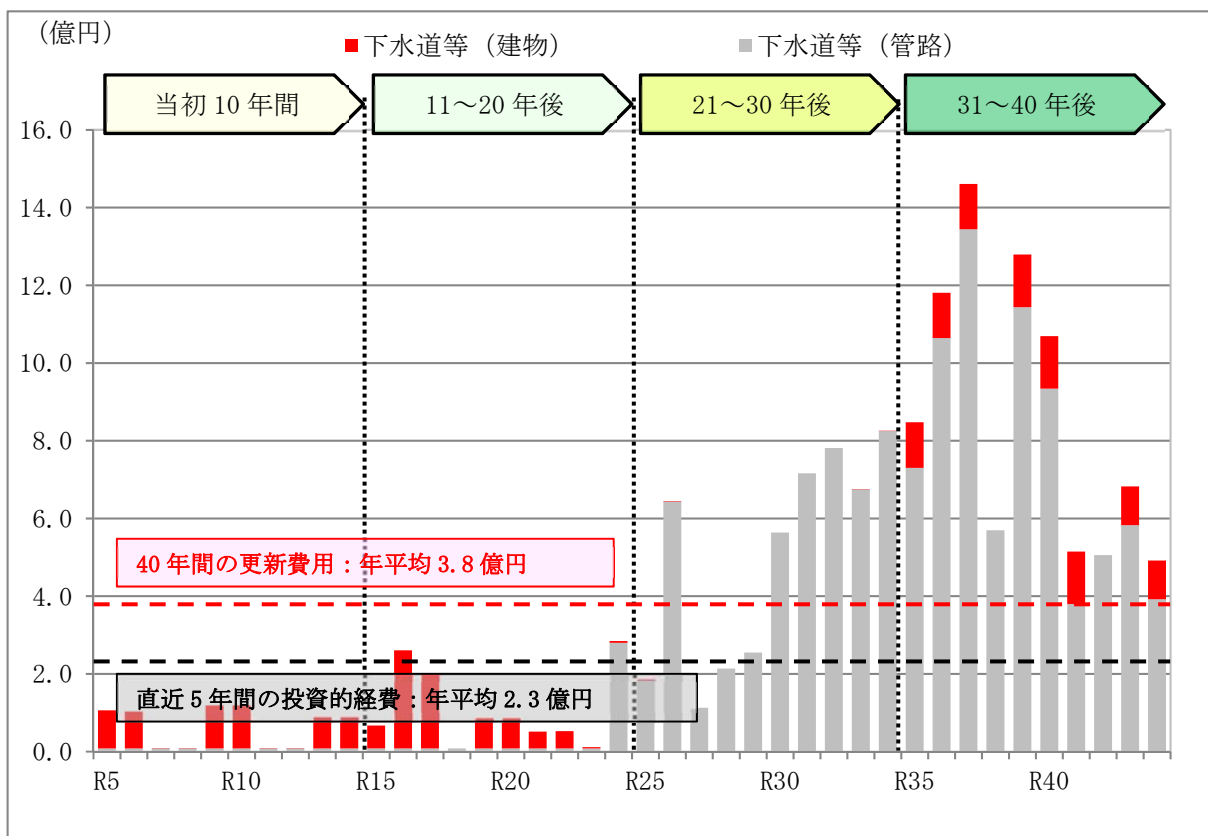


図 4.4.4 今後40年間に要する更新等費用の見込み（下水道等）

(5) インフラ資産の維持管理・更新等（従来型）に係る費用の見通し

インフラ資産の更新等に係る費用は、今後40年間で1,472.8億円、年間平均約36.8億円が必要となる見通しです。

インフラ資産に係る過去5年の投資的経費の平均額を今後も施設の更新等に全て充てると、年間約21.0億円が不足し、約2.3倍の費用が必要となります。

○直近5年間の投資的経費：年平均15.8億円
○年更新費用：36.8億円（40年間総額1,472.8億円／40年間）
○年平均＝15.8億円－36.8億円＝-21.0億円

表 4.4.1 今後40年間における維持管理・更新等に係る将来費用（億円）

項目名	計	令和5～14年	令和15～24年	令和25～34年	令和35～44年
道路	675.7	168.9	168.9	168.8	169.0
橋梁	137.3	25.3	55.8	29.1	27.1
上水道施設	506.2	202.6	210.9	79.3	13.3
下水道等施設	153.7	6.8	11.2	49.8	86.0
合計	1,472.8	403.5	446.8	327.0	295.4

※ 各数値は、小数第2位で四捨五入しているため、表中の合計と合わない場合があります。

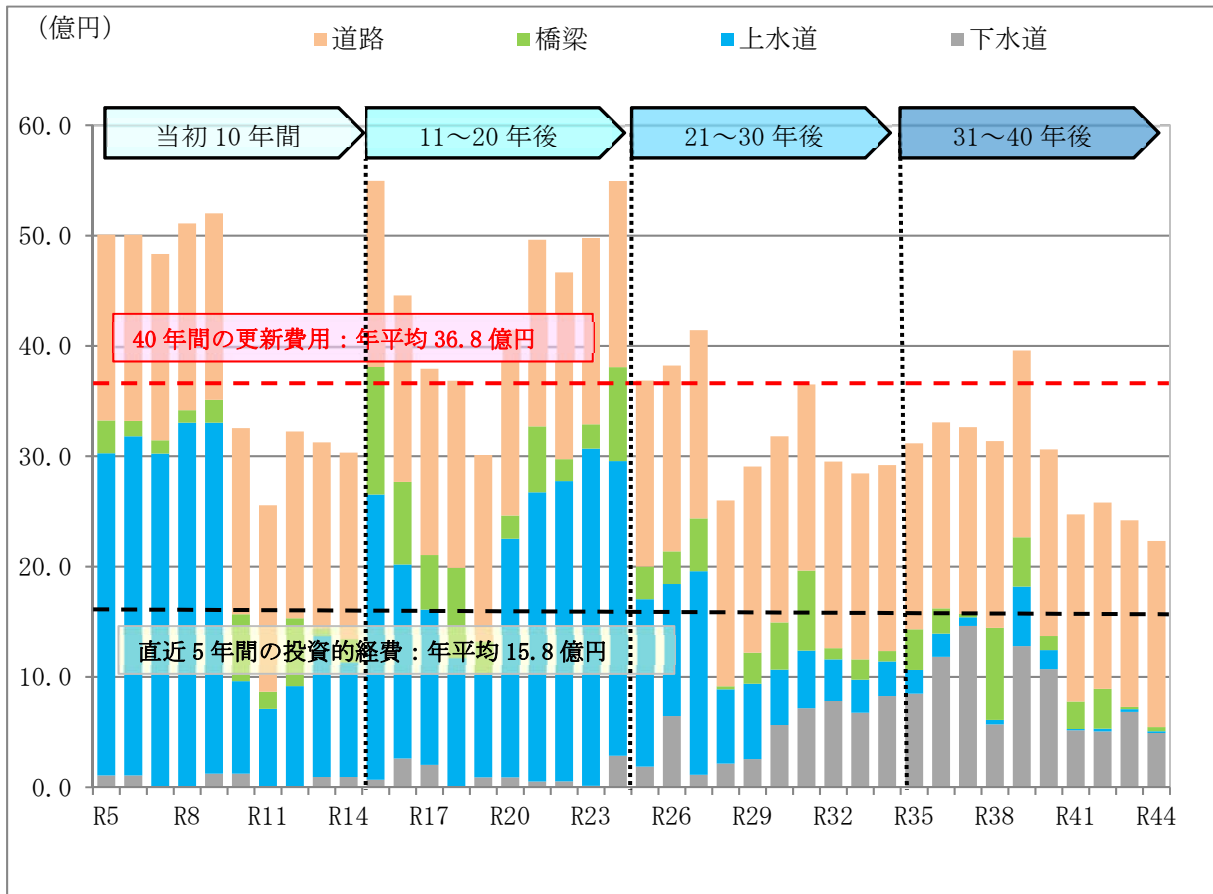


図 4.4.5 維持管理・更新等に係る将来費用（インフラ資産）

(6) インフラ資産の長寿命化を実施した場合の維持管理・更新等に係る費用の見通し

市では、インフラ資産の効率的な管理を行うための長寿命化計画（個別施設計画）を順次策定しています。本計画において長寿命化計画が策定済みの施設については、その長寿命化試算された計画期間の費用を採用することとし、長寿命化計画が未策定の施設については、従来型で試算された費用と同額とします。

なお、上水道施設については八幡平市水道ビジョンとの整合性を図るため、令和3年度から令和42年度までの40年間で試算された費用を採用します。また、橋梁については長寿命化計画が策定済みですが、令和5年度に見直す予定のため、長寿命化型の費用は従来型で試算された費用と同額とします。

表 4.4.2 各長寿命化計画の試算期間

用途分類	個別施設計画名称	試算期間（年度）
道路	八幡平市道路附属物長寿命化修繕計画【標識】	R2～R51
	八幡平市舗装長寿命化修繕計画（舗装個別施設計画）	R2～R11
上水道施設	八幡平市水道ビジョン	R3～R42

表 4.4.3 インフラ資産の更新等に係る費用の見通し（千円）

インフラ資産	従来型	長寿命化型
道路		
舗装（R5～R11）	11,787,900	384,125
舗装（R12～R44）	55,571,300	55,571,300
附属物	206,728	164,909
道路計	67,565,928	56,120,334
橋梁	13,729,738	13,729,738
上水道施設	50,615,921	17,351,000
下水道等施設	15,366,515	15,366,515
合計	147,278,102	102,567,587

※ 各数値は、小数以下を四捨五入しているため、表中の合計と合わない場合があります。

インフラ資産の更新等に係る費用は、今後40年間で約1,025.7億円、年間平均約25.6億円が必要となる見通しです。

インフラ資産に係る過去5年の投資的経費の平均額を今後も施設の更新等に全て充てると、年間約9.8億円が不足し、約1.6倍の費用が必要となります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○直近5年間の投資的経費：年平均15.8億円</li> <li>○年更新費用：25.6億円（40年間総額1,025.7億円／40年間）</li> <li>○年平均＝15.8億円－25.6億円＝－9.8億円</li> </ul> |
|--|



## 5. 対策による費用縮減効果

### (1) 長寿命化を実施した場合の費用縮減効果

以上までの算出結果から、公共施設及びインフラ資産の維持管理・更新等に係る費用は、以下のとおりとなります。

#### 【従来型】

- 直近5年間の投資的経費：年平均31.1億円
- 年更新費用：65.8億円（40年間総額：2,631.8億円／40年間）
- 年平均＝31.1億円－65.8億円＝-34.7億円

#### 【長寿命化型】

- 直近5年間の投資的経費：年平均31.1億円
- 年更新費用：51.0億円（40年間総額2,041.3億円／40年間）
- 年平均＝31.1億円－51.0億円＝-19.9億円

長寿命化を行うことで、1年当たりの事業費は約14.8億円（40年間総額：590.5億円／40年間）の縮減となります。

ただし、直近5年間の投資的経費の平均は約31.1億円のため、長寿命化を実施し、かつこれまでの維持・更新費用を今後も支出可能とした場合でも、1年当たりの維持・更新費用が約19.9億円不足する見込みであるため、さらなる縮減を検討します。

表 4.5.1 長寿命化を実施した場合の効果額（千円）

分 類	従来型	長寿命化型	効果額
行政系施設	13,286,011	12,893,901	392,110
市営住宅	10,359,181	10,295,029	64,152
子育て支援系施設	2,194,707	2,133,893	60,814
学校教育系施設	26,148,331	25,674,806	473,525
社会教育系施設	2,028,696	2,028,696	0
スポーツ系施設	10,551,665	8,684,569	1,867,096
観光レクリエーション施設	6,039,843	5,842,757	197,086
福祉系施設	2,320,209	2,320,209	0
市民文化系施設	10,676,545	8,879,456	1,797,089
産業系施設	15,116,892	11,609,368	3,507,524
医療施設	4,855,132	2,720,272	2,134,860
公園施設	765,180	765,180	0
供給処理施設	3,578,526	3,578,526	0
その他施設	7,978,640	4,135,118	3,843,523
公共施設計	115,899,557	101,561,779	14,337,779
道路（舗装）	67,359,200	55,955,425	11,403,775
道路（付属物）	206,728	164,909	41,819
橋梁	13,729,738	13,729,738	0
上水道	50,615,921	17,351,000	33,264,921
下水道	15,366,515	15,366,515	0
インフラ施設計	147,278,102	102,567,587	44,710,515
合 計	263,177,659	204,129,366	59,048,294

※ 各数値は、小数以下を四捨五入しているため、表中の合計と合わない場合があります。

## 第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 1. 関連計画の方向性

現在、進められているまちづくりの各種関連計画との整合を図るため、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本な方向性を検討する上で、以下の関連計画を整理します。

表 5.1.1 関連計画一覧

区分	個別計画	八幡平市における関連計画	作成年月日	備考
建物関連	まちづくり 関連の基本 計画	1) 第2次八幡平市総合計画 後期基本計画	令和3年4月	
		2) 八幡平市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年9月	
		3) 八幡平市人口ビジョン（改訂版）	令和2年3月	
		4) 第4次八幡平市行財政改革大綱	令和3年7月	
		5) 八幡平市公共施設再編計画	令和4年3月	
		6) 新市建設計画	平成27年3月	
		7) 八幡平市過疎地域持続的発展計画	令和3年10月	
	防災	1) 八幡平市地域防災計画	令和2年10月	
		2) 八幡平市国土強靱化地域計画	令和3年6月	
	住宅	1) 八幡平市耐震改修促進計画	令和4年3月	
		2) 八幡平市市営住宅長寿命化計画（第2期）	令和4年3月	
	生涯学習 スポーツ教育	1) 第3期八幡平市小中学校適正配置計画	令和5年3月	
		2) 八幡平市小中学校長寿命化計画	令和3年11月	
		3) 八幡平市生涯学習推進計画	平成31年3月	
		4) 八幡平市スポーツ振興計画	令和3年3月	
		5) 八幡平市スポーツ施設長寿命化計画	令和3年3月	
	福祉	1) 第4期八幡平市地域福祉計画	令和5年3月	
		2) 八幡平市高齢者福祉計画	令和3年3月	
		3) 八幡平市地域医療計画	平成26年5月	
	子育て	1) 八幡平市子ども・子育て支援事業計画	令和2年8月	
供給処理	1) 清掃センター中長期計画書	平成28年11月		
インフラ 関連	道路	1) 八幡平市道路整備計画	平成27年2月	
		2) 八幡平市道路付属物長寿命化修繕計画【標識】	令和2年5月	
		3) 八幡平市舗装長寿命化修繕計画 （舗装個別施設計画）	令和2年5月	
		4) 八幡平市地域公共交通網形成計画	令和4年2月	
	橋梁	1) 八幡平市橋梁長寿命化修繕計画	平成26年3月	R5改訂 予定

区分	個別計画	八幡平市における関連計画	作成年月日	備考
インフラ 関連	上水道 下水道	1)八幡平市水道ビジョン	令和5年2月	
		2)八幡平市水道事業経営戦略	平成29年3月	
		3)八幡平市公共下水道事業経営戦略	平成29年3月	
		4)八幡平市特定環境保全公共下水道事業経営戦略	平成29年3月	
		5)八幡平市農業集落排水事業経営戦略	平成29年3月	
		6)八幡平市特定地域生活排水処理事業経営戦略	平成29年3月	

## 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### (1) 現状や課題に関する基本認識

#### ① 公共施設の大規模改修・建替え等への対応

- 市では、これまで昭和 40 年代前後の高度経済成長期と平成の景気拡大に伴い、多くの公共施設を整備してきました。  
これらのうち耐用年数が経過した施設や既に大規模改修時期を迎える施設があることから、今後 10 年で更新費用が増大すると見込まれます。
- このまま大規模改修・建替え等への投資を継続すると、市の財政、行政サービス（機能維持）に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。また、大規模改修・建替え等の費用が突出して多くなる年があるため、年度ごとの支出にバラツキが生じます。
- 以上のことから、大規模改修・建替え等に係る費用を全体的に抑え、年度ごとの支出を平準化させることが必要です。今後は中長期的な視点による、計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

#### ② 人口減少・少子高齢化社会への対応

- 市の人口は、昭和 55 年には全体で約 3.5 万人（国勢調査人口）でしたが、平成 22 年に 3 万人を下回り、令和 2 年には約 2.4 万人に減少しています。
- 年齢 3 区分別構成比をみると、令和 2 年の老年人口率（65 歳以上）は 41.4%となっていて年々増加傾向にあり、反対に年少人口率（15 歳以下）は 8.8%と減少傾向にあります。今後も少子高齢化に伴い、その傾向が継続すると予想されます。
- 一方、人口一人当たりの公共施設の延床面積は 9.05 m<sup>2</sup>/人（令和 2 年）から 10.41 m<sup>2</sup>/人（令和 4 年）と増加傾向にあります。
- 人口構成の大きな変化に伴う市民のニーズの変化を踏まえつつ、適正な公共施設の総量や機能の再編成を検討していく必要があります。

#### ③ 財政状況への対応

- 今後、人口の減少に伴い、市税収入等一般財源の減少が予想されることに加えて、少子高齢化の進展に伴い扶助費等の増加が見込まれることから、公共施設の維持管理のための財源確保は、ますます厳しくなるものと予測されます。
- 維持更新費は、直近 5 年間の投資的経費の年平均約 31.1 億円であるのに対し、今後 40 年間では年平均約 51.0 億円と現状の 1.6 倍の費用が必要になるという試算であり、厳しい財政状況の中で、公共施設の必要な機能の維持を図りつつ、管理・運営に係る費用の縮減を図っていく必要があります。
- 市民との協働も視野に入れながら、維持管理費の削減、民間企業との連携や事業の効率化に取り組んでいく必要があります。

## (2) 基本的な方針

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、以下を基本目標として、地域のまちづくりの将来像を見据えた公共施設の適正な配置等の検討を行いながら、効率的・効果的な施設運営によって、持続可能な行政サービスの提供を図ります。

### 既存公共施設等の有効活用

今後も継続していく必要がある公共施設等については、老朽化の状況や利用実態及び将来の需要の見通しを踏まえ、大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検・診断等の強化などにより、計画的な維持管理を推進し、既存公共施設等の有効活用を図ります。

### 公共施設の供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、次世代へ過度な負担を残さないよう、公共施設の統合や複合化、廃止及び取壊し等による総量の縮減を図り、公共施設の供給量の適正化を推進します。

### 効率的な管理・運営による市民ニーズに対応したサービスの提供

地域のニーズの変化に的確に対応しながら、行政サービスを提供します。そのため、施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、管理・運営方法を見直しつつ、これまでの住民サービスを可能な限り維持し、効率的な管理・運営により公共施設等の経営を推進します。

インフラ資産は、地域の実情を踏まえ、安全性・機能性を考慮した基盤整備を行うなど、市民生活に必要な機能を確保し、市民ニーズに応じていきます。

## (3) 公共施設等の管理に関する取組方針

現状や課題に対する認識を踏まえて、市の公共施設等の管理に関する基本的な取組方針を示します。

なお、「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針（総務省）」に基づき、次の項目について整理します。

「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」（総務省）

- 1) 点検・診断等の実施方針
- 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- 3) 安全確保の実施方針、耐震化の実施方針
- 4) 長寿命化の実施方針
- 5) ユニバーサルデザイン化の推進方針
- 6) 脱炭素化の推進方針
- 7) 統合や廃止の推進方針
- 8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

1) 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等については、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に反映していきます。

- 日常点検や定期点検等を実施し、これまでの事後保全から予防保全に努めます。
- 点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、個別施設計画の見直しに反映します。
- 目視等の日常点検を強化するとともに、法定点検等の定期点検を民間委託により推進します。
- 点検結果のデータベース化など情報の一元化による効率的・効果的なデータの活用を目指します。

なお、予防保全は、計画的に建物の損傷など不具合が出る前に対策を講じ、損傷を未然に防止し、その後の損傷の拡大防止や耐用年数の延伸を図ることをいいます。また、事後保全は建物に損傷などが出た後に対策をとって改善することをいいます。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等については、予防保全による維持管理の考え方を取り入れ、建物の長寿命化によりトータルコストの縮減を目指します。また、点検・診断結果を踏まえ、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新を推進します。

- 予防保全による維持管理を推進し、建物の長寿命化に努めます。
- トータルコストを縮減・平準化し、建替え等に係る負担を軽減します。
- 点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等を推進します。
- 維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、個別計画の見直しに反映して、充実を図るとともに、老朽化対策等に反映します。
- アウトソーシングなど民間活力の導入を検討し、活用します。

3) 安全確保・耐震化の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた施設や、老朽化により供用廃止され、かつ今後利用の見込みがない公共施設等への対処について、安全確保を推進します。

また、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化を推進します。

- 日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。
- 危険性の高い施設については、周辺環境への影響を考慮した安全確保に努めます。
- 防災上必要な施設は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）」に基づき、今後も耐震化率の向上を図ります。
- 避難施設は、災害時において施設の安全確保が第一であるため、耐震性の向上をはじめ、計画的な修繕・改築等により安全確保を図ります。

#### 4) 長寿命化の実施方針

修繕または予防的修繕等による公共施設等の長寿命化を推進します。

- 定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な施設の長寿命化を推進します。
- インフラ資産については、今後の財政状況や社会情勢を踏まえ、予防保全によって、致命的な損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストを縮減します。
- 八幡平市公共施設再編計画及び個別の施設計画（長寿命化計画）の策定及び見直し等に基づき、必要に応じて適宜見直しを図りながら長寿命化を実施します。

#### 5) ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。

- 県が令和2年3月に策定した「ひとにやさしいまちづくりの推進指針」に基づいて総合的、計画的に誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に取り組みます。
- 市民のニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザインへの推進を検討します。

#### 6) 脱炭素化の推進方針

今後、維持していく公共施設等の修繕・更新・改修時には、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入を検討し、脱炭素化の推進を図ります。

- 「みんなが地球環境に配慮し、低炭素化したまちづくりに取り組む」を基本目標に掲げ市が策定した『地球温暖化対策実行計画』に基づき、脱炭素化の視点を取り入れた整備を推進します。
- 公共施設における率先した再生可能エネルギー設備の導入や温室効果ガス削減効果等の市民・事業者への情報提供を通じて再生可能エネルギーの利活用を推進します。



## 7) 統合や廃止の推進方針

施設の整備状況、利用・運営状況、維持管理費・施設利用料等を踏まえ、公共施設の統合や複合化、廃止や規模縮小等を推進します。

- 現在利用されていない施設や将来的に利用が見込めない施設等については、施設の利用・運営状況等を踏まえ、人口構成の変動や財政状況、代替サービスの可能性等を勘案し、保有の必要性を検討します。
- 上記の検討結果を踏まえて、施設保有総量の縮減を図ります。
- 老朽化が進行している施設の修繕・改築等と併せて、統廃合や譲渡等も含めて検討します。
- 他目的の公共施設等や民間事業者の利活用等についても検討します。

## 8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

庁内における意識啓発を進めるとともに、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制を構築します。

- 職員一人一人が公共施設マネジメントの意義や必要性を理解して取り組んでいくために、職員を対象とした研修や担当職員の研修等を実施します。
- 適正管理に必要な体制について、民間（委託・指定管理者制度）や NPO、地域なども含めた体制整備を検討します。

### 3. 施設類型ごとの管理に関する基本方針

公共施設の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示します。

#### (1) 行政系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政系施設は、建物棟数全体のうち14.9%、延床面積は10.7%を占めています。</li> <li>築30年以上が経過した建物は54.2%を占め、半数以上が大規模改修時期を迎えています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

#### (2) 市営住宅

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅は、建物棟数全体のうち 11.3%、延床面積は 9.8%を占めています。</li> <li>最も古いもので築 53 年(昭和 44 年に建築)が経過し、築 30 年以上が経過した建物は 75.6%を占め、半数以上が大規模改修時期を迎えています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

#### (3) 子育て支援系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援系施設は、建物棟数全体のうち 2.4%、延床面積は 2.4%を占めています。</li> <li>最も古いもので築 50 年(昭和 47 年に建築)が経過し、築 30 年以上が経過した建物は全体の 49.7%を占め、半数近くが大規模改修時期を迎えています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

**(4) 学校教育系施設**

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育系施設は、建物棟数全体のうち 16.6%、延床面積は 24.0%を占めています。</li> <li>・校舎には築 60 年の施設もあり、築 30 年以上が経過した建物は 69.3%を占め、半数以上が建替えや大規模改修の時期を迎えています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

**(5) 社会教育系施設**

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育系施設は、建物棟数全体のうち 1.2%、延床面積は 1.2%を占めています。このうち、資料館、図書館は大規模な延床面積を保有しています。</li> <li>・築 30 年以上が経過した建物は 36.5%を占めています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

**(6) スポーツ系施設**

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ系施設は、建物棟数全体のうち 9.4%、延床面積は 9.1%を占めています。</li> <li>・最も古いものは、築 51 年（昭和 45 年に建築）が経過し、築 30 年以上が経過した建物は 37.5%を占めています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

**(7) 観光レクリエーション系施設**

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光レクリエーション系施設は、建物棟数全体のうち 5.7%、延床面積は 4.4%を占めています。</li> <li>・築 30 年以上が経過した建物は 38.3%を占めています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

**(8) 福祉系施設**

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉系施設は、建物棟数全体のうち 1.5%、延床面積は 1.7%を占めています。</li> <li>築 20～29 年の年代が 77.2%と最も多く、築 30 年以上が経過した建物は 22.5%を占めています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

**(9) 市民文化系施設**

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民文化系施設は、建物棟数全体のうち 8.0%、延床面積は 8.1%を占めています。</li> <li>最も古いもので築 53 年（昭和 44 年に建築）が経過し、築 30 年以上が経過した建物は全体の 52.1%を占め、半数以上が大規模改修時期を迎えています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

**(10) 産業系施設**

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>産業系施設は、建物棟数全体のうち 10.8%、延床面積は 13.8%を占めています。</li> <li>市営牧野では古いもので築 58 年（昭和 39 年に建築）を経過する建物もあり、まもなく建替え時期を迎えます。</li> <li>築 9 年未満の年代が 46.1%と最も多く、築 30 年以上が経過した建物は全体の 32.0%を占めています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

**(11) 医療施設**

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療施設は、建物棟数全体のうち 2.6%、延床面積は 4.6%を占めています。</li> <li>築 9 年未満の年代が 57.9%と最も多く、築 30 年以上が経過した建物は全体の 35.6%を占めています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

## (12) 公園施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設は、建物棟数全体のうち 2.6%、延床面積は 0.6%を占めています。</li> <li>築 20～29 年の年代が 66.1%と最も多く、築 30 年以上が経過した建物は 33.9%を占めています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

## (13) 供給処理施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>供給処理施設は、建物棟数全体のうち 0.9%、延床面積は 2.7%を占めています。</li> <li>築 20～29 年の年代が 93.6%を占めていますが、清掃センターは、計画的な機能改善による施設の延命化に努めます。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

## (14) その他施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他施設は、建物棟数全体のうち 12.2%、延床面積は 7.0%を占めています。</li> <li>普通財産となったさまざまな建物が多数残存し、それぞれの建物の今後の利用、維持管理が課題となります。</li> <li>最も古いもので築 71 年（昭和 26 年に建築）を経過する建物があります。</li> <li>築 60 年以上が経過した建物は全体の 10.3%、築 60 年未満 30 年以上が経過した建物は全体の 52.8%を占め半数以上が建替えや大規模改修時期を迎えています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>「八幡平市公共施設再編計画」に基づき、予防保全による維持管理及び計画的な施設の長寿命化等を図ります。</li> </ul>

**(15) 道路・橋梁**

現状及び課題等
<p>(道路) 道路舗装の維持・更新は、予算措置を考慮した計画的な更新が課題です。                      (橋梁) 全体の8割以上が整備後50年未満と比較的新しい施設が多いものの、2.9%の橋梁は既に法定耐用年数(60年)を大幅に超過しています。</p>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路は、点検・診断の充実を図るとともに、効率的な修繕・更新等により、安全で円滑な道路環境を維持します。</li> <li>・橋梁は、「八幡平市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な予防保全型の維持管理、修繕及び耐震化を行います。</li> </ul>

**(16) 上水道施設**

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備後40年以上を経過する管路の割合は22.8%を占め、これからの管路は既に法定耐用年数(40年)を超過しています。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「八幡平市水道ビジョン」に基づき、安定給水の確保、施設の効率化、施設の経年化対策、安全な水道水の供給、危機管理体制の強化、経営基盤の強化と広域連携の推進に取り組みます。</li> <li>・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。</li> </ul>

**(17) 下水道等施設**

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備後40年を経過する管路はなく、整備後10～19年経過した管路が59.0%を占めるなど、比較的新しい管路が多くを占めます。</li> </ul>
基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道管路の老朽化、耐震化による布設替えを計画的に進め、災害時の減災や震災対策の強化を図り、安定的な汚水処理に努めます。</li> <li>・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。</li> </ul>

## 4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策の検討

今後の公共施設等の総合的な管理に向けて、庁内の横断的・一元的な推進体制を構築します。

### (1) 専門組織による公共施設等総合管理計画の推進

全庁的な合意形成を図る機関として、施設所管課の担当課長等で構成される「八幡平市公共施設等総合管理計画策定庁内検討委員会」の設置により、施設の効率的な維持管理を推進します。

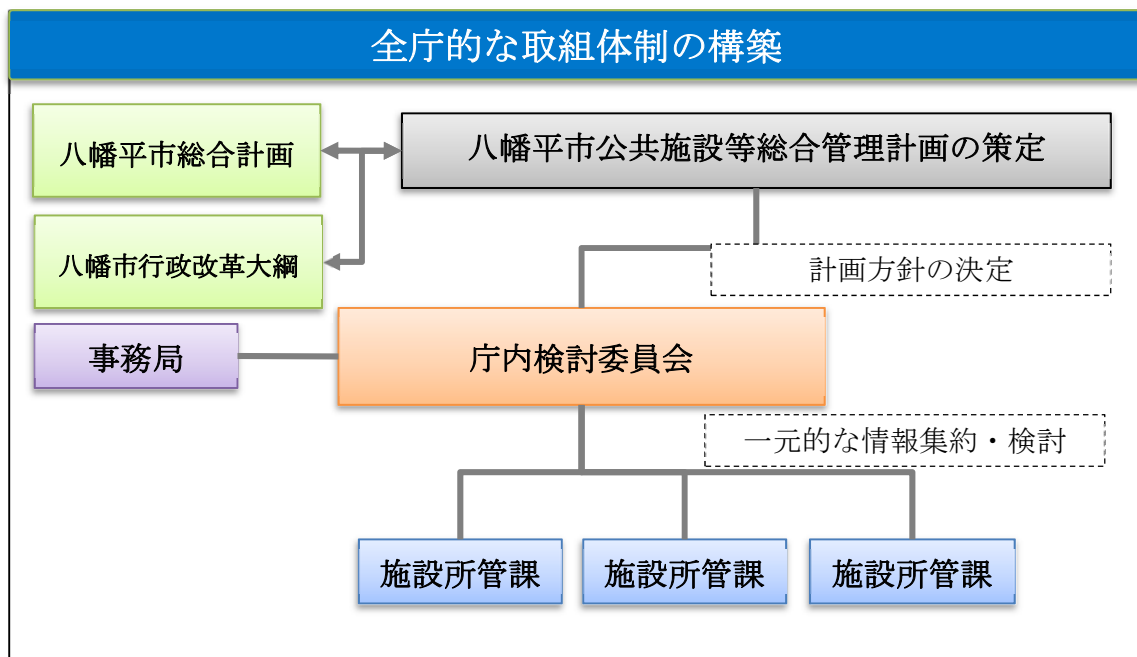


図 5.4.1 全庁的な取組体制

### (2) 情報管理・共有の在り方

公共施設等マネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、適宜把握し分析をする必要があります。

そのため、各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を集約し、一元的な情報管理のもとでデータベースを滞りなく更新することにより、常に最新の状態に保ちながら庁内での情報共有を図ります。

このように一元化されたデータから施設の利用状況や修繕履歴、点検結果等を把握することで、施設の長寿命化や再編・再配置計画策定のための基礎情報として活用を図ります。

また、一元管理されたデータについては、固定資産台帳や公有財産台帳等との連携を図り、全庁横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

### **(3) 市民との情報共有と協働体制の構築**

公共施設等の維持管理には、市民が利用する施設の再配置や統廃合等も視野に入れた検討が伴うことから、市民の理解と協力が不可欠です。

そのため、公共施設等の在り方に関する市民の意見を集約する仕組みや、市民との協働による公共施設の維持管理の在り方について、中長期的に検討します。

また、ホームページ・広報紙等を活用した計画の進捗報告や広報、説明会等による市民への理解を深めながら、公共施設の利活用に関する情報や課題の共有を推進します。

### **(4) 民間活力の活用体制の構築**

公共施設等のマネジメントを推進する上で、「運営経費の適正化」「行政サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが重要です。既に導入している民間委託や指定管理者制度に加えて、民間企業の手法などを活用し、事業の効率化や行政サービスの充実を図ります。



## (5) フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、以下の示すP D C Aサイクルを実施します。

### 1) フォローアップの実施

「Plan (計画)」では、上位・関連計画を踏まえながら本計画の策定を行い、「Do (実施)」では、本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進による公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。また、その後も「Check (検証)」として、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を行い、「Action (改善)」では、評価・検証の結果を踏まえて、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には費用の削減や機能の更新などを実施します。また、必要に応じて「Plan (計画)」の見直しを行います。

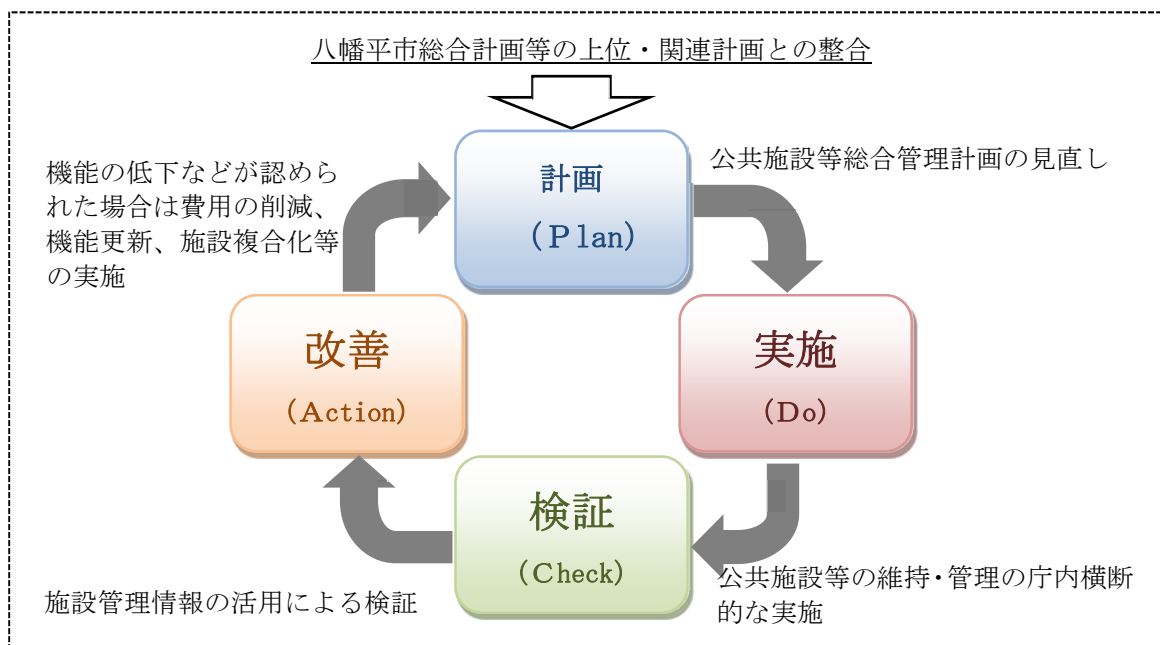


図 5.4.2 フォローアップの実施方針のイメージ

### 2) 評価・検証の方法

①施設の利用状況や修繕履歴、点検結果等の一元的に整理されたデータに基づき、施設台帳や施設カルテ等を活用し、施設の機能（保持状況や劣化状況、更新・改修状況等）、施設の運用（サービス状況や利用料等）、施設の費用対効果（利用者数や維持管理費等の歳入出）について評価する等、供給、品質、財務の観点から『検証』します。

②評価・検証は、10年ごとに行い、必要に応じて計画方針の見直しを行います。



八幡平市公共施設等総合管理計画  
令和5年3月改訂

編集・発行 八幡平市 総務課  
〒028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地  
電話番号 0195-74-2111 (代表)

---